

四半期報告書

(第106期第2四半期)

自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第106期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第106期第2四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【株価の推移】	61
3 【役員の状況】	62
第5 【経理の状況】	63
1 【四半期連結財務諸表】	64
2 【その他】	131
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	132

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【四半期会計期間】 第106期第2四半期
(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 主計部長 北村 巧

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3211)1811

【事務連絡者氏名】 主計部長 北村 巧

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第105期 前第2四半期 連結累計期間	第106期 当第2四半期 連結累計期間	第105期 前第2四半期 連結会計期間	第106期 当第2四半期 連結会計期間	第105期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
収益合計 (百万円)	515,608	719,065	257,732	355,470	664,511
収益合計 (金融費用控除後) (百万円)	263,152	598,384	128,065	300,025	312,627
税引前四半期(当期) 純利益(損失) (百万円)	153,734	58,713	69,391	27,292	780,265
野村ホールディングス 株式会社に帰属する 四半期(当期)純利益 (損失) (百万円)	149,464	39,135	72,872	27,715	708,192
純資産額 (百万円)			1,822,985	1,627,040	1,551,546
総資産額 (百万円)			24,758,108	27,661,398	24,837,848
1株当たり純資産額 (円)			948.34	580.96	590.99
野村ホールディングス 株主に帰属する1株 当たり四半期(当期) 純利益(損失) (円)	78.32	14.70	38.18	10.22	364.69
希薄化後野村ホールデ ィングス株主に帰属す る1株当たり四半期 (当期)純利益(損失) (円)	78.42	13.38	38.23	8.87	366.16
自己資本比率 (%)			7.3	5.8	6.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	403,286	608,289			712,629
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	59,187	114,381			98,905
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	379,886	610,624			999,760
現金および現金同等物 の四半期末(期末)残高 (百万円)			430,925	508,434	613,566
従業員数 (人)			18,971	25,917	25,626

- (注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下、「米国会計原則」)に基づき記載しております。
- 2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「1株当たり純資産額」および「自己資本比率」は、米国会計原則に基づく野村ホールディングス株主資本合計を用いて算出しております。
- 3 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 4 四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 5 米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(以下、「編纂書」)810「連結財務諸表」(以下、「編纂書810」)で言及されている非支配持分に関する会計と開示の新指針(以下、「非支配持分新指針」)の適用に伴い、第105期前第2四半期連結累計期間、第105期前第2四半期連結会計期間および第105期の「税引前四半期(当期)純利益(損失)」および「純資産額」の数値を組み替えて表示しております。組み替え前の当該科目の金額は次のとおりです。

回次	第105期 前第2四半期 連結累計期間	第105期 前第2四半期 連結会計期間	第105期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
税引前四半期(当期)純利益(損失)(百万円)	153,605	69,341	779,046
純資産額(百万円)		1,810,137	1,539,396

- 6 従来の四半期(当期)純利益(損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期(当期)純利益(損失)として表示しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、提出会社および提出会社の連結子会社等(連結子会社および連結変動持分事業体)314社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当第2四半期末の持分法適用会社は16社であります。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	25,917〔4,634〕
---------	---------------

- (注) 1 当社の事業区分は投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。なお、四半期連結財務諸表注記に記載しております事業別セグメント情報は米国会計原則に規定する経営管理上の組織に基づき、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五区分により作成されております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	47
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員は雇用していません。
- 2 上記のほか、野村証券株式会社との兼務者が271人おります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりです。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本四半期報告書提出日（平成21年11月13日）現在において判断したものです。

(1) 米国での業務拡大について

米国で組成された金融商品を欧州やアジアにおいて販売するビジネス、およびその逆のクロスボーダービジネスを強化するため、米国での業務を拡大することを計画しております。当社はこの計画の実行にあたって重大な困難に直面する可能性があります。また関連する費用を賄うに足りる十分な収益をあげられるという保証もありません。

(2) バーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制について

当社は、現在、海外営業拠点を有する国際業務を行う銀行持株会社に対して適用のある金融庁の自己資本比率規制に従って連結自己資本比率の計算および開示を行っております。平成21年7月にバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）は、「バーゼル」と呼ばれる自己資本比率規制（上記の金融庁の規制は、これに基づいています。）を強化するための基本的な枠組みを承認しました。バーゼルおよび金融庁の規制の強化の具体的な内容はまだ発表されていませんが、新たな規制が実行された場合に当社の連結自己資本比率は減少する可能性があり、または当社の資金調達コストを増加させ、もしくは当社の事業、資金調達活動もしくは当社の株主の利益に悪影響を及ぼす可能性があるような方法で資産売却もしくは資本増強を行わなければならない可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第2四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は3,000億円、金融費用以外の費用は2,727億円、税引前四半期純利益は273億円、野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益は277億円となりました。

なお、平成22年3月期より、「非支配持分新指針」を適用し、非支配持分に帰属する四半期純利益（損失）を控除する前の金額を「税引前四半期純利益（損失）」として表示し、税引後の四半期純利益（損失）を「非支配持分に帰属する四半期純利益（損失）」と「野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益（損失）」に分けて表示しております。

四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) (百万円)
委託・投信募集手数料	84,886	95,438
(委託手数料)	53,840	49,091
(投信募集手数料)	24,173	41,325
(その他)	6,873	5,022
投資銀行業務手数料	10,026	15,580
(引受・募集手数料)	3,385	10,603
(M&A・財務コンサルティングフィー)	6,218	4,902
(その他)	423	75
アセットマネジメント業務手数料	42,411	34,016
(アセットマネジメントフィー)	38,358	30,634
(その他)	4,053	3,382
トレーディング損益	21,015	148,487
(マーチャント・バンキング)	457	1,116
(エクイティ・トレーディング)	1,717	53,614
(債券等トレーディング)	22,275	93,757
プライベート・エクイティ投資関連損益	23,167	2,033
純金融収益	2,674	1,884
投資持分証券関連損益	9,804	2,308
その他	1,068	8,663
収益合計（金融費用控除後）	128,065	300,025

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) (百万円)
人件費	80,098	146,633
支払手数料	20,343	21,706
情報・通信関連費用	34,632	43,924
不動産関係費	17,180	22,598
事業促進費用	7,919	6,380
その他(1)	37,284	31,492
金融費用以外の費用計	197,456	272,733

(1) 平成22年3月期より、「非支配持分新指針」に従い、非支配持分に帰属する四半期純利益（損失）を金融費用以外の費用 その他から除いております。なお、当期の開示様式にあわせて過年度の金額を組み替えております。

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。なお、合算セグメント情報と、四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（損失）との調整計算につきましては、「四半期連結財務諸表注記13 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) (百万円)
国内営業部門	74,455	93,150
グローバル・マーケティング部門	6,538	174,499
インベストメント・バンキング部門	5,247	20,945
マーチャント・バンキング部門	20,500	3,860
アセット・マネジメント部門	14,711	16,467
その他（消去分を含む）	27,992	7,056
計	136,367	301,865

金融費用以外の費用(1)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) (百万円)
国内営業部門	69,137	66,796
グローバル・マーケティング部門	80,150	127,845
インベストメント・バンキング部門	13,970	30,659
マーチャント・バンキング部門	5,853	2,606
アセット・マネジメント部門	13,916	11,994
その他（消去分を含む）	14,430	32,833
計	197,456	272,733

税引前四半期純利益（損失）(1)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) (百万円)
国内営業部門	5,318	26,354
グローバル・マーケティング部門	86,688	46,654
インベストメント・バンキング部門	8,723	9,714
マーチャント・バンキング部門	14,647	1,254
アセット・マネジメント部門	795	4,473
その他（消去分を含む）	13,562	39,889
計	61,089	29,132

(1) 平成22年3月期より、「非支配持分新指針」に従って算出しております。なお、当期の開示様式にあわせて過年度の金額を組み替えております。

国内営業部門

当第2四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は932億円、税引前四半期純利益は264億円となりました。お客様に対する丁寧なコンサルティング営業の徹底を全社的に継続した結果、第1四半期連結会計期間に引き続き当第2四半期連結会計期間も、毎月1兆円を上回る総募集買付額を株式・債券・投信の商品間のバランスがとれた形で達成いたしました。特に投資信託の販売は、毎月4,000億円から5,000億円規模となりました。当第2四半期連結会計期間末の国内営業部門顧客資産残高は68.9兆円となり、営業基盤は着実に拡大しました。

グローバル・マーケット部門

当第2四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は1,745億円、税引前四半期純利益は467億円となりました。国内に加え、欧州およびアジアにおける顧客基盤とフロー・ビジネスが拡大した結果、ロンドン証券取引所のシェアは7月から3ヶ月連続での1位、同じくユーレックス市場のインデックス・オプションのシェアも3ヶ月連続で1位を獲得、また、アジアの各市場での取引高も大きく増加しました。フィクスト・インカムにおいても、上半期の日本国債の落札・応札順位が1位になった他、米国のプライマリー・ディーラー資格を再取得するなど、そのワールドクラスの商品やサービスを提供するための体制整備が進んでおります。

インベストメント・バンキング部門

当第2四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は209億円、税引前四半期純損失は97億円となりました。当第2四半期連結会計期間も、国内企業によるファイナンス案件の多くを手がけ、国内引受ビジネスにおいて一定のシェアを獲得いたしました。海外ビジネスにおいては、大型案件の執行件数の着実な増加、顧客に対する種々のソリューション提供ビジネスの立ち上がりなどが進展しつつあります。

マーチャント・バンキング部門

当第2四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は39億円、税引前四半期純利益は13億円となりました。河村電器産業の株式売却、欧州におけるパイオ・ベンチャーの評価益計上などにより4四半期ぶりの黒字を確保いたしました。

アセット・マネジメント部門

当第2四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は165億円、税引前四半期純利益は45億円となりました。高水準の投資信託の販売を受けて、当第2四半期連結会計期間末の運用資産残高は22.9兆円となりました。

その他の業績

その他の業績には、経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益、投資持分証券の実現損益、関連会社利益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。なお、当第2四半期連結会計期間に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失が151億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益が41億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益45億円がその他の業績に含まれており、結果、当第2四半期連結会計期間のその他の業績の収益合計（金融費用控除後）は 71億円、税引前四半期純損失は399億円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（損失）については、「四半期連結財務諸表注記13 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5)流動性資金調達の管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

1) 一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、当社は通常の業務においても、特別目的事業体やモノライン(金融保証会社)などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

証券化商品

当社の証券化商品に対するエクスポージャーには、主に、商業用不動産ローン担保証券(CMBS)、住宅不動産ローン担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券などが含まれます。当社は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成21年9月30日現在における当社の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位: 百万円)

	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	合計
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)(3)	8,456		1,294	28,053	37,803
住宅不動産ローン担保証券(RMBS)(4)	6,138		13,585	78,258	97,981
商業用不動産担保証券	32,506				32,506
その他証券化商品	37,665	2,537	9,120	4,927	54,249
合計	84,765	2,537	23,999	111,238	222,539

(1) 上記金額には、当社が行った金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」(旧財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」)(以下「編纂書860」)により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、当社が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。

(2) 平成21年9月30日現在、米国におけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン(コミットメント含む)の31,286百万円です。

(3) アメリカの商業用不動産ローン担保証券(CMBS)からは、ジニーメイ(Government National Mortgage Association)の残高を除外しております。

(4) アメリカの住宅不動産ローン担保証券(RMBS)からは、パススルー証券および米国政府保証が付されたCMO(Collateralized Mortgage Obligation)の残高を除外しております。

次の表は、平成21年9月30日現在における当社の商業用不動産ローン担保証券(CMBS)に対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位: 百万円)

	AAA	AA	A	BBB	BB	無格付	GSE (1)	合計
日本	2,292	2,767	98	186	9	3,104		8,456
ヨーロッパ	817			62	369	46		1,294
アメリカ	13,929	3,539	5,222	2,593	2,607	24	139	28,053
合計	17,038	6,306	5,320	2,841	2,985	3,174	139	37,803

(1) GSEは、Government Sponsored Enterprises の略。

(2) 格付は、平成21年9月30日現在のStandard & Poor's, Moody's Investors Service, Fitch Ratings Ltd, 株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

レバレッジド・ファイナンス

当社は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、当社は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成21年9月30日現在における当社のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

(単位：百万円)

	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
日本	9,255	1,895	11,150
ヨーロッパ	73,082	5,213	78,295
合計	82,337	7,108	89,445

特別目的事業体

通常の業務において、当社は、特別目的事業体と様々な関与があります。それら特別目的事業体は、会社、パートナーシップ、ファンド、信託、その他法的事業体の形態をとり、限定された特定の目的を履行するために、発起人によって設立されます。当社は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。これらの事業体は、通常、編纂書810（旧財務会計基準審議会注釈書第46号改訂）に定義される要件を満たす変動持分事業体、または、適格特別目的事業体の要件を満たす適格特別目的事業体、および継続的関与を持つ特別目的事業体に該当します。

当社の非連結事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受、売出、販売することが含まれております。また当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。さらに当社は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「四半期連結財務諸表注記6 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

次の表は、平成21年9月30日現在における、連結変動持分事業体からのエクスポージャー、重要な変動持分を保有する、または、変動持分事業体の設立・発起に関与して変動持分を保有する非連結変動持分事業体に対するエクスポージャーを表しています。当社は、最大損失のエクスポージャーは四半期連結貸借対照表または債務保証にかかる注記に反映されている以下の金額に限定されると考えております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

	(単位:十億円)		
	連結変動持分事業体からのエクスポージャー	重要なまたは設立・発起に関与した非連結変動持分事業体に対するエクスポージャー(2)	合計
トレーディング資産			
株式関連商品	273	55	328
債券関連商品	149	20	169
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	75	75	150
受益証券等	1	2	3
デリバティブ取引(1)	11	12	23
プライベート・エクイティ	4		4
建物、土地、器具備品および設備	51		51
その他	64	77	141

- (1) 四半期連結貸借対照表に計上されているデリバティブの残高を示しております。連結変動持分事業体のエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本は96十億円、非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本（変動持分事業体の総資産額を上限としています）は50十億円です。

- (2) 非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーとして、貸出コミットメント、スタンドバイ信用状その他の債務保証が、平成21年9月30日現在22十億円あります。

モノライン（金融保証会社）

下の表は、グローバル・マーケット部門の欧州で行っているストラクチャード・クレジット・トレーディング・ビジネスにおける格付別のモノライン（金融保証会社）に対するグロスエクスポージャー、カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整、ネットエクスポージャーおよびCDSプロテクションを表しています。なお、引当金および全額ヘッジ処理済のものは下記残高には含まれておりません。

(単位：百万米ドル)

格付(1)	平成21年9月30日現在				
	想定元本(2)	グロス エクスポージャー(3)	カウンターパーティー リスクリザーブおよび その他の調整	ネット エクスポージャー	CDS プロテクション(4)
AA	211	63	7	56	47
非投資適格	8,297	3,125	2,659	466	48
合計	8,508	3,188	2,666	522	95

- (1) 平成21年9月30日現在のStandard & Poor'sまたはMoody's Investors Serviceによる格付のうち、いずれか低い格付によっております。
- (2) クレジットデリバティブ契約の想定元本を表しています。なお、米国RMBSを参照資産としたエクスポージャーはありません。
- (3) カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整前の公正価値の見積額を表しています。
- (4) モノラインを対象としたCDSプロテクションの想定元本から公正価値の見積額を控除した金額を表しています。

平成21年9月30日現在、上記のデリバティブ契約におけるエクスポージャーに加え、当社は173百万米ドルのモノラインによって保証された公共事業債等の負債証券を保有しております。これらの帳簿価格に含まれる保証部分の公正価値は、重要なものではありません。

2) 金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。経常的に公正価値で計上される資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、その他の資産に含まれており、負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、長期借入、その他の負債に含まれております。この中には、編纂書946「金融サービス-投資会社」（旧米国公認会計士協会意見書07-1号「投資会社の監査と会計指針の適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」）に基づき投資会社会計を適用している投資、編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）に含まれる通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（以下「公正価値オプション」）の規定（旧財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」）および編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）に含まれる公正価値オプションの規定（旧財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」）に基づき公正価値オプションを選択した金融資産負債が含まれています。

編纂書820「公正価値測定と開示」（以下「編纂書820」）（旧財務会計基準書第157号「公正価値測定」）の規定により、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。

各レベルの分類方法

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における(未調整の)取引価格が個別に存在する場合はレベル1に分類されます。

レベル2

レベル1に属さない直接的に観察可能な市場における個別商品の取引価格、または観察可能な市場価格から間接的に導出される価格がある場合は、レベル2に分類されます。個別商品が特定の期間（償還期限または契約期間など）を持つ場合には、その期間の全てにわたって観察可能な市場価格が存在することが必要です。

レベル3

市場で観察可能でない数値を用いて評価する場合はレベル3に分類されます。市場で観察可能でない数値は、利用可能な全ての情報から他の市場参加者が通常考慮すると推定される仮定(リスクに関する仮定も含む)を用いて会社独自に推定しております。こうした市場で観察可能でない数値が評価額に与える影響が僅少でない場合はレベル3に分類されます。

各金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の各指標を使用して算定されている状況において、レベル3の指標に最も重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

以下の表は、レベル別に分類された資産および負債の期末残高を勘定別に表しております。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)				当第2四半 期連結会計 期間末残高
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	
資産:					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ (2)	662	824	234		1,720
プライベート・エクイティ (2)	2	0	319		321
日本国債	2,856				2,856
日本地方債・政府系機関債	129	1	0		130
外国国債・地方債・政府系機関債	3,130	638	35		3,803
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	109	896	189		1,194
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)		25	71		96
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	299	10		309
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券		0	189		189
債務担保証券 (CDO)		17	28		45
受益証券等	16	26	10		52
デリバティブ取引	1,217	12,604	790	11,887	2,724
小計	8,121	15,330	1,875	11,887	13,439
貸付金および受取債権 (3)	0	330	3		333
その他の資産	457	59	42		558
合計	8,578	15,719	1,920	11,887	14,330
負債:					
トレーディング負債					
エクイティ	1,017	151	0		1,168
日本国債	1,631				1,631
外国国債・地方債・政府系機関債	1,904	263			2,167
銀行および事業会社の負債証券		109	1		110
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)		17			17
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券		2			2
受益証券等	0				0
デリバティブ取引	1,485	12,328	653	11,751	2,715
小計	6,037	12,870	654	11,751	7,810
短期借入 (4)(5)	28	84	6		118
支払債務および受入預金 (6)		0	1		1
長期借入 (4)(5)(7)	42	876	25		893
その他の負債	132	18	0		150
合計	6,239	13,848	634	11,751	8,970

- (1) 編纂書210-20「オフセティング」(以下、「編纂書210-20」)(旧財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理」)ならびに旧財務会計基準審議会注釈書第39号の意見書1「米国財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」に従い相殺されたデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 編纂書825「金融商品」(以下、「編纂書825」)(旧財務会計基準審議会注釈書第159号「財務会計基準書第115号の改訂を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」)のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 編纂書825のもとで公正価値オプションを選択した貸付金を含んでおります。
- (4) 編纂書815「デリバティブとヘッジ」(以下、「編纂書815」)に含まれる公正価値のオプションの規定(旧財務会計基準書第155号「一定の複合商品に関する会計処理」)および編纂書825に含まれる公正価値オプションの規定のもとで公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。

- (5) 編纂書815（旧財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」）のもとで区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (6) 編纂書815のもとで区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (7) 編纂書860の規定上譲渡に該当しない譲渡取消による担保付借入を含んでおり、当該負債について編纂書825のもとで公正価値オプションを選択しております。

以下の表はレベル3に分類された資産の額から、負債のデリバティブ取引に計上されたレベル3の金額を相殺した正味のレベル3資産の、公正価値評価されている資産合計（デリバティブ取引は純額）に対する比率を示しております。

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)
レベル3資産	1,920
相殺：レベル3デリバティブ取引（負債）	653
レベル3資産（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>1,267</u>
公正価値評価資産合計	26,217
相殺：デリバティブ取引（負債）	14,466
公正価値評価資産合計（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>11,751</u>
レベル3資産の公正価値評価資産合計に対する比率（デリバティブ資産負債相殺後）	11%

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「四半期連結財務諸表注記3 金融商品の公正価値および注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

2) VaRの実績

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日) (億円)
株式関連	27	38
金利関連	34	67
為替関連	109	87
小計	170	192
分散効果	52	75
バリュアットリスク (VaR)	118	117

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	143	112	125

(4) リスクについての定性的開示

1) 当社のリスク管理

当社のビジネス活動は内在的にさまざまなリスクに晒されています。当社はこれらのリスクを管理することが財務の健全性を確保することおよび企業価値の維持・拡大に資する最も重要な責務と考えています。当社のリスク・マネジメント・フレームワークおよびガバナンスはこれらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告できるよう構築されています。

なお、当社は「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において制定し、その中で「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を定めています。当社はこの体制に則りリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。

2) リスク管理体制

ガバナンス

当社では、適切な財務的経営資源の配賦およびリスク管理を行うために業務部門から組織的に独立した財務的経営資源およびリスク管理を行う部署(主計部、グループ財務部、グループ資金部、グループ・リスク・マネジメント部)を置いています。

この内、グループ・リスク・マネジメント部は、チーフ・リスク・オフィサー(CRO)のリスク管理の統括機能を補佐し、リスク管理体制の整備の実務にあたるとともに、各種リスクを統括管理します。ここでいう統括管理とは、グループ全体のリスク管理の枠組みを構築し、グループ全体への浸透・定着を図り、リスク管理が適切に行われているかモニタリングを行うこと、およびグループ全体のリスクの計測・分析を行うことを指します。具体的には各種規定の策定と整備を行い、対フロント部門に対してはリスク管理に必要な情報を集め、リスク管理手法に準拠したリスク管理を実施しています。また、経営者に対してはリスクの現況と分析結果を報告します。これらのプロセスに関しては、インターナル・オーディットによる定期的な監査が行われています。

当社では、バーゼル の規制対象となるリスクを含む重要なリスクに関する事項、野村グループの負債構造および資本政策に関する事項、およびリスク管理に係る重要な規程の制定、改廃を目的として、取締役会、経営会議の下に「統合リスク管理会議」(Group Integrated Risk Management Committee)を設置しています。さらに、野村グループのマーケット・リスクおよびクレジット・リスク管理における重要性の高いポジションおよび個別の事案に関する事項、および野村グループにおけるリスク集中の管理および戦略的なリスク配置に係る事項を目的として、統合リスク管理会議の下に、「リスク審査委員会」(Global Risk Management Committee)を設けています。

リスクの定義および分類

リスクは、業務において損失を生じせしめ資本を毀損する可能性、および業務運営の質(効率性・有効性)が低下することにより当初想定した結果や期待した水準に到達しない可能性と定義します。当社はリスクをポートフォリオ・リスク(保有するポートフォリオ資産の価値が種々の要因で変動、消失し損失を被るリスク)とノン・ポートフォリオ・リスクに分類しています。ポートフォリオ・リスクには市場リスク、信用リスク、

プライベート・エクイティ・リスク等があります。また、ノン・ポートフォリオ・リスクはオペレーショナルリスクとビジネス・リスクから成ります。さらに、ポートフォリオ・リスクはトレーディングに基づくリスクとトレーディング以外のリスクに分類しています。

当社は各リスク単位での管理に加え、これらリスクをエコノミック・キャピタルとして把握・評価しています。

リスク・コントロール

当社は、各地域のフロント・オフィスでダイナミックなリスク管理を行っています。これら部門が市場状況の変化や各地域のビジネス・ニーズに迅速かつ柔軟に対応するのに最も良い立場にあります。このようにリスクを管理することは、当社のキャピタル・アロケーションの枠組みであるエコノミック・キャピタルのリミット/ガイドライン運用と整合しています。この枠組みは、上位のエコノミック・キャピタルと下位のVaRや個別ビジネスラインに適切な別のリスク指標がリンクする仕組みになっています。エコノミック・キャピタル・ガイドラインはビジネス部門の中核ビジネスに設定します。また、あらかじめ規定された権限にトレーディング活動を収めるようリスク・リミットも設定します。財務的経営資源の管理およびリスク管理を行う部署は、リスク・コントロール・リミット、クレジット・ライン、カントリー・リミット、規制資本リミット、無担保資金調達リミット（UFリミット）等のリミットを設定し、モニタリングしています。また、リスク・マネジメント部署は経営者に対してリスクの状況を報告しています。

(5) 流動性資金調達管理

流動性の管理

概況

金融セクターにある他の企業同様、当社にとっても流動性の管理は非常に重要です。当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になること、当社の信用格付けが低下すること、予定外の資金需要の変化に対応できないこと、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができないこと、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。

当社は、主な流動性維持の目的を満たすために、様々な流動性管理規程を定めております。これらには、(1)適正な負債期間構造の維持、(2)資金調達ソースの分散、(3)無担保調達資金の管理、(4)流動性ポートフォリオの維持、(5)コミットメント・ファシリティーの維持、そして、(6)非常時の資金調達プランの維持およびテストに関することが含まれております。

経営会議は、当社の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しております。財務統括責任者は、経営会議の決定に基づき、当社の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。グローバル・トレジャリーは、財務統括責任者に報告を行い、経営会議等で決定される資金流動性管理に関する経営方針および決定に当社の資金流動性のモニタリングと管理を行っております。

1) 適正な負債期間構造の維持：当社は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めています。こうした負債期間構造の維持が、金融市場の環境変化等に起因して最長1年間にわたり、新たな無担保調達が行えない場合であっても、トレーディング資産等の売却を迫られることなく当社が業務を継続することを可能にしています。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

- (i) レポ契約や証券貸付取引等における当該資産の担保価値。長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、資産を担保にした借入の保守的な見積もりを使って計算されています。
- (ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他固定資産
- (iii) 当社信用格付けが2ノッチ格下げられた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加的な担保要請。更に、追加的な担保要請に備え、取引所等に差し入れられている担保未提供資産もまた、流動性によって資金手当てを受けております。
- (iv) 支払要求の可能性を反映した当社が第三者に提供するコミットメント契約の額
- (v) 当社規制対象子会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

当社の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮に入れて計算されています。

2) 資金調達ソースの分散：当社は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散させております。当社は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をさせております。自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、調達する金額の大部分については、資金調達先の分散のメリットを享受しています。

3) 無担保調達資金の管理：当社は、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、その使用に関して、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバル・トレジャリーによって、使用状況はモニタリングされております。

4) 流動性ポートフォリオの維持：当社の流動性資金の円滑な利用を確保するために、当社は、流動性ポートフォリオを適正に維持しております。当社は、法規制面における制約などからグループ会社間の自由な資金供給ができない場合も有り得るという前提に立ち、流動性ポートフォリオの構成を考えております。

当社は、現金および極めて流動性の高い証券等で構成される流動性ポートフォリオを維持しております。加えて、流動性ポートフォリオを補完し、担保付調達に使用可能な担保未提供資産を保有しております。これらは、潜在的資金需要に備えるために、利用可能な流動性資金を確保するためのものです。当社の流動性ポートフォリオは、以下の資金需要を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

5) コミットメント・ファシリティの維持：流動性ポートフォリオに加えて、当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で、一定量の未使用コミットメント・ファシリティを維持しています。当社は、これらのファシリティの契約満期日を一時期に集中しないように分散させております。これらのファシリティに対する貸出条件や財務制限条項は個別に設定されておりますが、現時点において、当社はこれらのファシリティ契約における財務制限条項に抵触することにより、ファシリティの利用が制限される状況にはありません。

6) 非常時の資金調達プランの維持およびテスト：当社は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を有しております。この中で、リクイディティイベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、当社特有のあるいはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPIは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、当社が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えるように作られております。なお、当社は、定期的に様々なマーケット

や当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。また、当社は、日本銀行や欧州中央銀行等が行う様々な債券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも有しております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場環境の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の前第2四半期連結会計期間末残高および当第2四半期連結会計期間末残高は、それぞれ4,309億円と5,084億円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間において、主にトレーディング関連残高（資産・負債の純額）の増減により、それぞれ623億円の増加と3,492億円の減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間において、銀行貸付金等の増減により、それぞれ200億円の減少と198億円の減少となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間において、借入金の増加等により、それぞれ1,991億円の減少と3,602億円の増加となりました。

四半期連結貸借対照表および財務レバレッジ

平成21年9月30日現在の資産合計は、平成21年3月31日現在の24兆8,378億円に対し、担保付契約、トレーディング資産等が増加したことにより、2兆8,236億円増加し、27兆6,614億円となりました。また、平成21年9月30日現在の負債は、平成21年3月31日現在の23兆2,863億円に対し、担保付調達、トレーディング負債等の増加により、2兆7,481億円増加し、26兆344億円となりました。平成21年9月30日現在の野村ホールディングス株主資本は、平成21年3月31日現在の1兆5,394億円に対し、資本金および利益剰余金の増加により、前期末比765億円増加の1兆6,159億円となりました。この結果、当社の財務レバレッジは、平成21年3月31日現在の16.1倍から平成21年9月30日現在の17.1倍に増加しました。

当社は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めています。当社の適正資本の維持に係る基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに由来する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているにつぎ、定期的な確認を行っていますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

以下の表は、当社の野村ホールディングス株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位:十億円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
野村ホールディングス株主資本	1,615.9	1,539.4
総資産	27,661.4	24,837.8
調整後総資産(1)	17,937.1	16,425.2
レバレッジ・レシオ(2)	17.1倍	16.1倍
調整後レバレッジ・レシオ(3)	11.1倍	10.7倍

- (1) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものととなります。
- (2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。
- (3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。

連結自己資本規制

金融庁は平成17年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この金融コングロマリット監督指針に基づき、平成17年4月より連結自己資本規制のモニタリングを開始しました。

平成21年3月末より、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」-二-六ただし書きに基づき、金融コングロマリット監督指針による監督の下、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成十八年金融庁告示第二十号、以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用して連結自己資本規制の計測を開始しました。

金融コングロマリット監督指針の中で金融コングロマリットは合算自己資本が所要自己資本を下回らないようにすることとされています。銀行持株会社告示の準用の開始に伴い所要自己資本に代えてリスク相当額を12.5倍したリスク・アセット額を測定している為、自己資本とリスク・アセットの比率が8%を上回ることをもって、この要件を満たしているか確認しています。平成21年9月30日現在の連結自己資本比率は20.8%となり、要件を満たしました。

平成21年9月30日現在の連結自己資本比率について、下記に示しております。

(単位：億円)	
自己資本	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)
基本的項目	14,885
補完的項目	5,847
準補完的項目	3,022
控除項目	572
自己資本合計	23,182
リスク・アセット	
信用リスク・アセットの額	44,214
マーケット・リスク相当額を8% で除して得た値	52,880
オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た値	14,219
リスク・アセット合計	111,313
連結自己資本比率	
連結自己資本比率	20.8%
Tier 1比率	13.3%

(6) 対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

当社の連結子会社、ノムラ・プロパティーズPLCは当第2四半期連結会計期間において、建物（Watermarkビル、所在地ロンドン市）のリース契約（期間20年）を結びました。当該建物は、主に欧州主要拠点でありますノムラ・インターナショナルPLCの業務に使用する目的で、平成21年8月に着手され、平成22年12月に完了予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,832,914,058	3,694,478,409	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数100株
計	2,832,914,058	3,694,478,409		

(注) 1 提出日(平成21年11月13日)現在の発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第2回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,230(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,439円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,439円 資本組入額 720円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が新株予約権の付与時から行使時点まで当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由より当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第3回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	171(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～平成23年6月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第4回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,250(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,429円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,429円 資本組入額 715円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第5回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	33(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～平成24年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	295(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～平成24年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	15,193(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,519,300
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,254円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,254円 資本組入額 627円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第9回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,809(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～平成25年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第10回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,680(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	568,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～平成25年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	18,010(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,801,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,957円
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～平成25年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,957円 資本組入額 1,221円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第12回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	124(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～平成25年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	12,887(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,288,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～平成26年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	10,202(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,020,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,130(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 2,117円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,117円 資本組入額 1,307円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	18,820(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,882,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 2,117円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,117円 資本組入額 1,307円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	6,877(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	687,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,604(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～平成26年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	62,999(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,299,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～平成27年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,523(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,742(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	774,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第22回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,100(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,455円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,455円 資本組入額 868円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	19,660(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,966,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,455円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,455円 資本組入額 868円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第24回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第25回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第26回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	156(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～平成27年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第27回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	6,759(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	675,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～平成27年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。ただし、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第28回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	100,816(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,081,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年5月1日～平成28年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 295円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第29回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,811(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第30回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	11,489(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,148,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第31回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,760(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 824円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～平成28年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 824円 資本組入額 499円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第32回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	24,090(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,409,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 824円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～平成28年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 824円 資本組入額 499円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

新株予約権付社債

120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	80,183,276
新株予約権の行使時の払込金額 (注1)	1株当たり 436.50円
新株予約権の行使期間 (注2)	平成21年1月5日～平成26年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 436.50円 資本組入額 218.25円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、要項に定める本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、要項に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、承継新株予約権は本新株予約権付社債についての社債に付された新株予約権となり、当該本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となり、本新株予約権付社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

(注) 1 本新株予約権付社債の発行後、当社が転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合等、その他一定の事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

要項に定める特別配当を実施する場合には、要項に定める方法により転換価額を調整します。
組織再編行為による繰上償還および上場廃止等による繰上償還を実施する場合には要項に定める方法により転換価額を減額します。

2 ただし、要項の定めにより繰上償還される場合には、当該償還期日の2銀行営業日前の日までとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日 (注1)	158,075,596	2,832,914,058	34,500,000	359,264,852	34,500,000	288,969,328

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

- 2 平成21年10月14日に一般募集により766,000,000株、平成21年10月28日にオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により34,000,000株の普通株式を発行しました。また、平成21年10月1日から平成21年10月31日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換が61,564,351株あり、平成21年10月31日現在の発行済株式数は3,694,478,409株になりました。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在の大株主の状況は以下のとおりであります。

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	147,766	5.22
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	130,836	4.62
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン エス エ ル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区月島4丁目16-13)	56,450	1.99
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレーストリート101 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン気 付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	48,662	1.72
ザ チェース マンハッタン バン ク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国カリフォルニア州 ビバリー・ヒルズ ノースクレッセントドライブ360 (東京都中央区月島4丁目16-13)	36,916	1.30
オーディー05オムニバスチャイ ナトリーティ808150 (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	オーストラリア ニューサウスウェールズ州、シドニー ビットストリート338 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	28,653	1.01
ステート ストリート バンク ア ンド トラストカンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区月島4丁目16-13)	27,823	0.98
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	25,403	0.90
学校法人川崎学園	岡山県倉敷市松島577	25,000	0.88
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	22,318	0.79
計		549,827	19.41

(注) 1 当社は、平成21年9月30日現在、自己株式を50,305千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 平成21年5月21日付でフィデリティ投信株式会社および同社グループ1社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年5月15日現在の同社グループ2社が保有する当社株式は137,950千株である旨、報告を受けておりますが、当社として平成21年9月30日時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成21年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,304,700		
	(相互保有株式) 普通株式 3,000,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,777,658,400	27,762,645	
単元未満株式	普通株式 1,950,958		1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,832,914,058		
総株主の議決権		27,762,645	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式66株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	50,304,700		50,304,700	1.78
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 1丁目8-2	2,000,000		2,000,000	0.07
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000		1,000,000	0.04
計		53,304,700		53,304,700	1.88

(注) このほか、株主名簿上はジョインベスト証券株式会社名義になっていますが、実質的に所有していない株式が1,393,900株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	649	734	934	838	850	826
最低(円)	498	589	712	668	770	522

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)および前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)および当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		508,434	613,566
定期預金		166,411	537,084
取引所預託金および その他の顧客分別金		179,636	272,059
計		854,481	1,422,709
貸付金および受取債権：			
貸付金	3	933,751	519,179
(平成21年9月30日現在 333,010百万円、 平成21年3月31日現在 12,431百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権		34,790	23,619
顧客以外に対する受取債権		893,179	1,103,974
貸倒引当金		7,551	3,765
計		1,854,169	1,643,007
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券		4,437,473	2,657,151
借入有価証券担保金		5,286,822	5,755,467
計		9,724,295	8,412,618
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資：			
トレーディング資産	3,4	13,118,046	11,348,747
(平成21年9月30日現在 3,800,330百万円、 平成21年3月31日現在 2,851,759百万円の 担保差入有価証券を含む。 平成21年9月30日現在 15,663百万円、 平成21年3月31日現在 21,189百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	3	320,600	323,865
(平成21年9月30日現在 62,060百万円、 平成21年3月31日現在 62,108百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		13,438,646	11,672,612
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		377,929	357,256
(平成21年9月30日現在 231,042百万円、 平成21年3月31日現在 225,475百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	3	253,490	244,027
投資持分証券	3	122,378	118,902
関連会社に対する投資および貸付金		242,779	243,474
その他	3,8	793,231	723,243
計		1,789,807	1,686,902
資産合計		27,661,398	24,837,848

		当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入	3	1,243,287	1,183,374
<small>(平成21年9月30日現在 119,469百万円、平成21年3月31日現在 36,304百万円の公正価値オプションの適用により、公正価値評価を行っている金額を含む。)</small>			
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		363,787	403,797
顧客以外に対する支払債務		380,909	398,187
受入銀行預金		500,564	440,334
計		1,245,260	1,242,318
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券		6,533,554	5,000,787
貸付有価証券担保金		1,275,519	2,243,152
その他の担保付借入		1,241,045	2,914,015
計		9,050,118	10,157,954
トレーディング負債	3,4	7,810,019	4,752,054
その他の負債	3,8	623,324	467,574
長期借入	3	6,062,350	5,483,028
<small>(平成21年9月30日現在 1,363,337百万円、平成21年3月31日現在 913,790百万円の公正価値オプションの適用により、公正価値評価を行っている金額を含む。)</small>			
負債合計		26,034,358	23,286,302
コミットメントおよび偶発事象	12		
野村ホールディングス株主資本：			
資本金		359,265	321,765
無額面			
授權株式数			
平成21年9月30日現在		6,000,000,000株	
平成21年3月31日現在		6,000,000,000株	
発行済株式数			
平成21年9月30日現在		2,832,914,058株	
平成21年3月31日現在		2,661,092,760株	
発行済株式数(自己株式控除後)			
平成21年9月30日現在		2,781,478,197株	
平成21年3月31日現在		2,604,779,843株	
資本剰余金		384,272	374,413
利益剰余金		1,060,227	1,038,557
累積的その他の包括損益		117,520	118,437
計		1,686,244	1,616,298
自己株式(取得価額)		70,305	76,902
自己株式数			
平成21年9月30日現在		51,435,861株	
平成21年3月31日現在		56,312,917株	
野村ホールディングス株主資本合計		1,615,939	1,539,396
非支配持分		11,101	12,150
資本合計		1,627,040	1,551,546
負債および資本合計		27,661,398	24,837,848

(1) 米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(以下、「編纂書」)810「連結財務諸表」で言及されている非支配持分に関する会計と開示の新指針(以下、「非支配持分新指針」)の適用により、従来その他の負債に含めておりました非支配持分を資本に含めて表示しております。

(2) 当期の開示様式に合わせて過年度の負債・資本の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

		前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		167,084	197,462
投資銀行業務手数料		23,433	45,309
アセットマネジメント業務手数料		85,190	64,347
トレーディング損益		10,500	269,619
プライベート・エクイティ投資関連損益		14,496	106
金融収益		244,950	111,988
投資持分証券関連損益		8,840	7,493
その他		28,787	22,953
収益合計		515,608	719,065
金融費用		252,456	120,681
収益合計(金融費用控除後)		263,152	598,384
金融費用以外の費用：			
人件費		168,008	284,714
支払手数料		38,977	41,749
情報・通信関連費用		67,991	84,084
不動産関係費		33,048	44,590
事業促進費用		14,951	12,636
その他		93,911	71,898
金融費用以外の費用計		416,886	539,671
税引前四半期純利益(損失)		153,734	58,713
法人所得税等	11	4,141	19,629
四半期純利益(損失)		149,593	39,084
差引:非支配持分に帰属する四半期純利益 (損失)		129	51
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益(損失)		149,464	39,135

		前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式 1 株当たり :	9		
基本 -			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益(損失)		78.32	14.70
希薄化後 -			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益(損失)		78.42	13.38

- (1) 「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する四半期純利益(損失)を控除する前の損益を四半期純利益(損失)として表示しております。また、従来の四半期純利益(損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益(損失)として表示しております。
- (2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

【第2四半期連結会計期間】

		前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		84,886	95,438
投資銀行業務手数料		10,026	15,580
アセットマネジメント業務手数料		42,411	34,016
トレーディング損益		21,015	148,487
プライベート・エクイティ投資関連損益		23,167	2,033
金融収益		126,993	53,561
投資持分証券関連損益		9,804	2,308
その他		1,068	8,663
収益合計		257,732	355,470
金融費用		129,667	55,445
収益合計(金融費用控除後)		128,065	300,025
金融費用以外の費用：			
人件費		80,098	146,633
支払手数料		20,343	21,706
情報・通信関連費用		34,632	43,924
不動産関係費		17,180	22,598
事業促進費用		7,919	6,380
その他		37,284	31,492
金融費用以外の費用計		197,456	272,733
税引前四半期純利益(損失)		69,391	27,292
法人所得税等	11	3,531	1,049
四半期純利益(損失)		72,922	28,341
差引:非支配持分に帰属する四半期純利益 (損失)		50	626
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益(損失)		72,872	27,715

		前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式 1 株当たり :	9		
基本-			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益(損失)		38.18	10.22
希薄化後-			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益(損失)		38.23	8.87

- (1) 「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する四半期純利益(損失)を控除する前の損益を四半期純利益(損失)として表示しております。また、従来の四半期純利益(損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益(損失)として表示しております。
- (2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【四半期連結資本勘定変動表】

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	182,800	321,765
転換社債型新株予約権付社債の転換		37,500
四半期末残高	182,800	359,265
資本剰余金		
期首残高	177,227	374,413
転換社債型新株予約権付社債の転換		37,500
自己株式売却損益	1,922	4,490
新株予約権の付与および行使	3,264	5,045
「企業自身の株式に関する契約」初年度適用調整額		26,923
転換社債型新株予約権付社債に関連する有利転換条項		413
その他の増減(純額)		576
四半期末残高	182,413	384,272
利益剰余金		
期首残高	1,779,783	1,038,557
野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益 (損失)(2)	149,464	39,135
現金配当金(4)	32,447	11,126
「公正価値測定」初年度適用調整額	10,383	
「公正価値オプション」初年度適用調整額	5,258	
「企業自身の株式に関する契約」初年度適用調整額		6,339
四半期末残高	1,613,513	1,060,227
累積的その他の包括損益		
為替換算調整額		
期首残高	28,416	73,469
当期純変動額	19,880	982
四半期末残高	48,296	72,487
確定給付年金制度		
期首残高	42,695	44,968
年金債務調整額	496	65
四半期末残高	42,199	45,033
四半期末残高	90,495	117,520
自己株式		
期首残高	80,575	76,902
取得	67	10
売却	24	9
従業員に対する発行株式	2,593	6,532
その他の増減(純額)	69	66
四半期末残高	78,094	70,305
野村ホールディングス株主資本合計		
四半期末残高	1,810,137	1,615,939

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
非支配持分		
期首残高	12,978	12,150
現金配当金	62	35
非支配持分に帰属する四半期純利益(損失)	129	51
非支配持分に帰属する累積的其他包括損益 為替換算調整額	186	301
子会社株式の売却等		441
その他の増減(純額)	247	1,103
四半期末残高	12,848	11,101
資本合計		
四半期末残高	1,822,985	1,627,040

- (1) 「非支配持分新指針」の適用により、従来その他の負債に含めておりました非支配持分を資本に含めて表示しております。
- (2) 「非支配持分新指針」の適用により、従来の四半期純利益(損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益(損失)として表示しております。
- (3) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。
- (4) 1株当たり配当金

前第2四半期連結累計期間	17円00銭	前第2四半期連結会計期間	8円50銭
当第2四半期連結累計期間	4円00銭	当第2四半期連結会計期間	4円00銭

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
四半期純利益(損失)	149,593	39,084
その他の包括損益:		
為替換算調整額(税引後)	20,066	681
確定給付年金制度:		
年金債務調整額	807	100
繰延税額	311	35
計	496	65
その他の包括損益合計	19,570	616
包括利益(損失)	169,163	39,700
差引:非支配持分に帰属する包括利益(損失)	315	352
野村ホールディングス株式会社に帰属する 包括利益(損失)	168,848	40,052

(1) 「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する包括利益(損失)を控除する前の損益を包括利益(損失)として表示しております。また、従来の包括利益(損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する包括利益(損失)として表示しております。

(2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

【第2四半期連結会計期間】

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
四半期純利益(損失)	72,922	28,341
その他の包括損益:		
為替換算調整額(税引後)	50,466	17,856
確定給付年金制度:		
年金債務調整額	1,032	1,082
繰延税額	384	421
計	648	661
その他の包括損益合計	49,818	17,195
包括利益(損失)	122,740	11,146
差引:非支配持分に帰属する包括利益(損失)	359	196
野村ホールディングス株式会社に帰属する 包括利益(損失)	122,381	10,950

(1) 「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する包括利益(損失)を控除する前の損益を包括利益(損失)として表示しております。また、従来の包括利益(損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する包括利益(損失)として表示しております。

(2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
四半期純利益(損失)		149,593	39,084
四半期純利益(損失)の営業活動に 使用された現金(純額)への調整			
減価償却費および償却費		34,262	34,931
投資持分証券関連損益		8,840	7,387
繰延税額		40,659	14,066
営業活動にかかる資産 および負債の増減：			
定期預金		169,143	385,281
取引所預託金および その他の顧客分別金		27,762	100,489
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資		1,060,091	1,902,840
トレーディング負債		390,532	3,187,797
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)		322,371	226,621
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)		1,757,726	521,033
その他の担保付借入		146,888	1,672,970
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)		1,651,732	44,826
支払債務		234,818	194,619
未払法人所得税(純額)		25,380	52,056
その他(純額)		119,413	148,303
営業活動に使用された現金(純額)		403,286	608,289

		前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
建物、土地、器具備品および設備の購入		31,713	35,763
建物、土地、器具備品および設備の売却		39	7
投資持分証券の購入		2,786	
投資持分証券の売却		1,304	499
銀行貸付金の減少（増加）(純額)		4,881	64,578
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)		31,132	22,834
その他投資およびその他資産の減少 (純額)		220	8,288
投資活動に使用された現金(純額)		59,187	114,381
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
長期借入の増加		1,159,063	1,184,232
長期借入の減少		630,982	696,784
短期借入の増加（減少）(純額)		189,687	66,080
受入銀行預金の増加(純額)		73,963	57,098
自己株式の売却に伴う収入		47	8
自己株式の取得に伴う支払		67	10
配当金の支払		32,451	
財務活動から得た現金(純額)		379,886	610,624
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額		6,276	6,914
現金および現金同等物の減少額		76,311	105,132
現金および現金同等物の期首残高		507,236	613,566
現金および現金同等物の四半期末残高		430,925	508,434

		前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示：			
期中の現金支出額 -			
利息の支払額		290,814	133,675
法人所得税等支払(還付)額(純額)		61,898	60,191
現金支出を伴わない財務活動 -			
転換社債の転換			
<p>平成21年4月1日から平成21年9月30日までの間に、転換社債型新株予約権付社債が75,000百万円転換されております。結果、資本金が37,500百万円、資本剰余金37,500百万円がそれぞれ増加しております。</p>			

(1) 「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する四半期純利益(損失)を控除する前の損益を四半期純利益(損失)として表示しております。

(2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

〔四半期連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社(以下「提出会社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国SEC」)に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20 - F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。当社は平成21年7月1日より開始した当第2四半期より米国会計原則の唯一の参照文献となった米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(以下「編纂書」)105「一般に公正妥当と認められた会計原則」を適用しました。従前の米国の会計基準文献の参照は全て編纂書への参照に置き換えられています。詳細につきましては「注記2 会計方針の変更および将来の会計基準の進展」をご参照下さい。なお、当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)および当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)において当社が採用している米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合または主たる便益享受者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は四半期連結損益計算書で認識されます。日本会計原則では、ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する場合であっても、一定の要件を満たすときには子会社に該当しないものとしています。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。日本会計原則に基づいた場合の前第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ7,629百万円(損失)および7,908百万円(利益)であります。前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ8,302百万円(損失)および1,840百万円(損失)であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値との差額で測定される年金制度の財政状況が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。日本会計原則に基づいた場合の前第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ1,093百万円(損失)および3,272百万円(利益)であります。前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ1,528百万円(利益)および1,674百万円(利益)であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は純資産の部に計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権(「公正価値オプション」)が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、期間損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておられません。日本会計原則に基づいた場合の前第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ15,274百万円(利益)および4,694百万円(損失)であります。前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ10,175百万円(利益)および9,757百万円(利益)であります。なお、当社の四半期連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。一方、米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。

・転換社債型新株予約権付社債の会計処理

米国会計原則では、転換社債型新株予約権付社債が内包するデリバティブが発行会社の株価にインデックス付けられている場合には一体として負債として処理し、インデックス付けられていない場合にはデリバティブ部分を区分処理し負債として処理します。ただし、区分処理されていない転換社債型新株予約権付社債の転換価格が発行時の株価を下回る場合は、本源的価値部分を資本剰余金として認識し、償還金額との差額は支払利息として每期償却されます。日本会計原則では、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分せず、普通社債の発行に準じて処理する方法（一括法）、もしくは、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は純資産の部に「新株予約権」として計上する方法（区分法）が選択可能です。

2 会計方針の変更および将来の会計基準の進展：

会計方針の変更

当第2四半期連結会計期間に適用した当社に関わる新会計基準は以下のとおりです。

米国基準の編纂

平成21年7月1日より当社は米国の会計原則の唯一の参照文献となった編纂書を適用しております。編纂書の主な目的は従前は会計原則に関する意見書が米国財務会計基準審議会意見書、緊急問題専門委員会要約、米国財務会計基準審議会解釈指針、米国財務会計基準審議会スタッフの見解、米国公認会計士協会の意見書や業種別のガイドなど様々な所より発表されていた文献の一元化です。編纂書は現行の原則を単に一箇所に集めたものであり、新しい指針を示すものではないため当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。ただし、従前の米国の会計基準関連文献への参照は編纂書に置き換えています。また、平成21年7月1日以降の米国財務会計基準審議会による編纂書の変更は全て会計基準の更新（以下、「ASU」）を通じて公表されることとなりました。下記には、よりわかりやすくするため編纂書の番号とともに該当する場合には従前の会計基準への参照を付しています。

証券会社による非デリバティブ契約の会計

平成21年9月より当社は当社のような証券会社においてエネルギー取引契約を締結する場合において、会計上のデリバティブの定義にあてはまらない契約をする場合の会計処理を解説したASU第2009-10号（以下、「ASU2009-10」）を適用しました。ASU2009-10は証券会社による非デリバティブエネルギー取引契約の会計処理に一貫性を持たせるため、特に証券会社に適用される編纂書940「金融サービス・ブローカー・ディーラー」（以下、「編纂書940」）（旧米国公認会計士協会「証券を扱うブローカー・ディーラー」の監査会計ガイド）においてもトレーディング資産として所有する非デリバティブエネルギー取引契約について特例措置が無いことを明らかにしたものです。ASU2009-10の適用により当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

当社が平成21年6月30日に終了した第1四半期連結会計期間に適用した新基準は以下になります。

後発事象

平成21年4月1日より当社は貸借対照表日以降財務諸表が公表される、または公表が可能となる前までに生じた事象に対する会計処理ならびに開示を新たに規定する編纂書855「後発事象」（以下、「編纂書855」）（旧財務会計基準書第165号「後発事象」）を適用しました。新基準の適用により当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

非支配持分の会計

平成21年4月1日より当社は編纂書810「連結財務諸表」（以下、「編纂書810」）に含まれる非支配持分の会計処理についての新会計基準（旧財務会計基準書第160号「連結財務諸表の非支配持分」）（以下、「非支配持分新指針」）を適用いたしました。非支配持分新指針は、原則として初年度適用した事業年度の開始時点から将来に向けて適用されますが、例外として表示および開示要請は全ての比較開示期間にわたり遡及適用されます。遡及適用により前第2四半期連結累計期間および前第2の四半期連結会計期間の四半期純損失はそれぞれ、129百万円および50百万円を組み替えているとともに、前連結会計年度末のその他の負債12,150百万円を非支配持分に組み替えて表示しております。

企業結合会計

平成21年4月1日より当社は編纂書805「企業結合」（以下、編纂書805）（旧財務会計基準書第141号改訂「企業結合」）に含まれる企業結合の会計基準を適用しました。当社においては、新基準は取得日が平成21年4月1日以降となる企業結合より適用され、企業結合に該当する取引と事象の定義を拡大し、取得資産と偶発債務を含む負債の全てを取得日に決定された公正価値で計上し、その後の変動をのれんではなく損益に反映させること、評価損益の認識時点の変更、取得関連費用を発生時に費用化することを要求するものです。新基準の適用は当社の四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんが、将来に企業結合があった場合には当該会計処理に重要な影響が生じる可能性があります。

リパーチェス・ファイナンス契約

平成21年4月1日より当社は編纂書860「譲渡とサービシング」（以下、「編纂書860」）に定められた、金融資産の譲渡と当該譲渡された金融資産に関する買い戻し契約が同時に行われたかあるいは両方の取引が行われることを前提として行われた場合に、特定の条件を満たした取引を除いて、当該譲渡と関連する買い戻し契約をひとつの取引として認識することを求める新指針（旧財務会計基準書第140号の意見書3「金融資産の譲渡とリパーチェス・ファイナンス取引」）を適用しました。新指針の適用により当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

1株当たり利益計算の改訂

平成21年4月1日より当社は権利を喪失しない配当または配当と同等の権利（支払われたか未払いかに係らず）が含まれる株式報酬取引で付与された商品は、権利確定前に参加型証券となり、そのため基本1株当たり利益を計算する際に使用する二段階法の利益配分に含めなければならないと明記した最新の編纂書260「一株当たり利益」（以下、「編纂書260」）（旧緊急問題専門委員会発行番号03-6号意見書1「株式報酬取引において付与された商品が参加型証券であるか否かの判断」）を適用しました。新指針の適用により当社の基本的および希薄化後1株当たりの利益の計算に重要な影響はありませんでした。

企業自身の株式に連動した商品

平成21年4月1日より当社は株式に連動した金融商品（または組込み商品）が企業自身の株式にインデックス付けられているかどうかを判定するためのガイダンスを示す編纂書815-40「企業自身の株式に関する契約」（以下、編纂書815-40）（旧緊急問題専門委員会発行番号07-5号「ある商品（または組込み商品）が企業自身の株式にインデックス付けられているかの決定」）を適用しました。新ガイダンスは転換価格の調整メカニズムが株式に連動した金融商品（または組込み商品）を資産あるいは負債として区分処理し、公正価値による損益計上が必要かどうかを判断するための従来のガイダンスを変更するものです。

新ガイダンスの適用に伴い、120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下、「転換社債」）に付されていた一部の転換価格の修正に関わる条項が当社の株式にインデックス付けられていないと判断され、この結果、当該転換社債の転換権を区分処理し長期借入、利益剰余金およびその他の資産 その他の金額を調整いたしました。また、当該転換社債より当該転換価格修正条項をデリバティブとして区分処理し、更にその後当該転換価格修正条項の有効期間の満了に伴い区分処理された転換権を資本剰余金に振り替える調整を行ったため、利益剰余金の金額が調整されております。なお、当該調整による当連結会計年度期首利益剰余金への影響は6,339百万円（減額）でした。また新ガイダンスを適用しなかった場合の当第2四半期連結累計期間の税引前四半期純利益と野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益への影響はそれぞれ39,220百万円

(減額)と23,140百万円(減額)であり、基本ならびに希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益はそれぞれ6.01円と1.66円となります。当第2四半期連結会計期間の税引前四半期純利益と野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益への影響はそれぞれ35,036百万円(減額)と20,671百万円(減額)であり、基本ならびに希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益(損失)は2.60円と1.80円となります。

希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益に関しては、「注記9 1株当たり四半期純利益」をご参照ください。

活発でない市場における公正価値測定

平成21年4月1日より当社は編纂書820「公正価値測定と開示」(以下、「編纂書820」)に含まれている資産および負債の市場の取引量および活動レベルが著しく下落している場合における公正価値の決定についての指針、および公正価値で測定される金融資産および負債についての情報開示の拡充を義務付ける指針(旧財務会計基準書第157号の意見書4「資産および負債の市場の取引量および活動レベルが著しく下落している場合における公正価値の決定ならびに通常でない取引の識別」(以下、「旧基準書第157号の意見書4」))を適用しました。この新指針は当社の既存の評価方法と整合的であるため、当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。新指針に沿った開示は「注記3 金融商品の公正価値」をご参照下さい。

持分法会計の考慮事項

平成21年4月1日より当社は編纂書323「投資・持分法会計とジョイント・ベンチャー」(以下、「編纂書323」)により要求されている特定の取引の会計処理、ならびに持分法適用対象投資に対する減損の考慮についての新ガイダンス(旧緊急問題専門委員会発行番号08-6号「持分法会計の考慮事項」)を適用しました。この新ガイダンスは平成20年12月15日以降に開始する事業年度(期中およびその期末)から将来に向かって適用されました。新ガイダンスの適用により当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

金融商品の公正価値についての期中開示

平成21年4月1日より当社は編纂書825「金融商品」(以下、「編纂書825」)で新たに要求された、すべての金融商品に関しての四半期毎に当該四半期に使用された公正価値の測定方法、ならびに重要な仮定を含む公正価値の定量的および定性的情報を開示する新指針(旧財務会計基準書第107号の意見書1および会計原則審議会意見書28号の意見書1)を適用しました。この新指針は、公正価値の決定に影響するものではなく、期中財務諸表への公正価値の開示に関する規定であったため、当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。新指針に沿った開示は「注記3 金融商品の公正価値」をご参照下さい。

将来の会計基準の進展

将来において適用が予定される、当社に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

複数回にわたる引渡し売上げの収益計上

平成21年10月、米国財務会計基準審議会は、ASU第2009-13号「複数回にわたる引渡し売上の収益計上-新会計問題審議部会の合意」(以下、「ASU2009-13」)を公表しました。この新基準は商品やサービスの供給者が複数回に分けて引渡しを行う場合に、一括計上ではなく分割計上を可能にするものです。ASU2009-13は、平成22年6月15日以降に開始する事業年度より適用され、早期適用が許容されています。

当社は、ASU2009-13を平成23年4月1日より適用する予定であります。当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

一株当たりの純資産価値を計算する事業体への投資の評価方法

平成21年9月、米国財務会計基準審議会は、ASU第2009-12号「一株当たりの純資産価値を計算する事業体への投資の評価方法」（以下、「ASU2009-12」）を公表しました。ASU2009-12は一株あるいは一単位あたりの純資産額を計算する事業体への投資の既存の公正価値決定方法を改訂するものです。ASU2009-12はある一定の要件を満たす場合に一株当たりの純資産額を投資の公正価値を測定する実務上の代替評価方法として使用することを許容するものです。また新基準は代替評価方法が使用されたか否かに関わらず、このような投資について公正価値の階層のどこに帰属するかの明示や、より詳細な開示を要求するものです。ASU2009-12は平成21年12月16日以降に終了する事業年度および四半期より適用され、早期適用が許容されています。当社は平成21年12月31日に終了する四半期よりASU2009-12の適用を予定しており、現在、適用が当社の連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

負債の公正価値評価

平成21年8月、米国財務会計基準審議会は、ASU第2009-05号「負債の公正価値評価」（以下、「ASU2009-05」）を公表しました。この新基準は公正価値で評価をする場合の金融負債ならびに非金融負債の公正価値決定について新しいガイダンスを与えるものです。新基準は負債の公正価値評価方法、公正価値階層を規定し、公正価値評価を行う際のインプットや調整項目として負債の譲渡制限を考慮に入れないということを明示したものです。ASU2009-05は新基準発行後に開始する事業年度および四半期より適用され、早期適用が許容されています。当社は平成21年10月1日より開始する四半期より適用を予定しております。現在、適用が当社の連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

金融資産の譲渡

平成21年6月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第166号「金融資産の譲渡についての会計処理 基準書140号の改訂」（以下「基準書第166号」）を発行しました。基準書第166号は、金融資産の消滅についての要件を変更し、適格特別目的事業体の概念を削除し、金融資産の譲渡および譲渡人が売却取引として会計処理した金融資産の譲渡に対する継続的関与についての追加的開示を要求するものです。

当該金融資産の消滅の要件として、金融資産の一部が売却取引として認識される場合につき新しい制限や譲渡資産の隔離が生じたことを法的観点から確認するための要件の明確化などが含まれています。適格特別目的事業体の概念が削除されるため、当社が適用日にそれら事業体の変動持分を保有している場合には、そのような事業体の連結については後述する基準書第167号と編纂書810に記載された規定によることとなります。

基準書第166号は平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度（期中および期末）の期首より発効となります。金融資産の譲渡についての当該新基準は発効日以降将来に向かって適用されます。

当社は、平成22年4月1日に基準書第166号の適用を予定しており、現在、当該規定が当社の連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

変動持分事業体の連結

平成21年6月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第167号「注釈書第46号改訂の変更」（以下、「基準書第167号」）を発行しました。この新基準は、変動持分事業体を連結すべきかどうかを判断する際の現行のガイダンスを大幅に改訂するものであります。

基準書第167号は、変動持分事業体を連結しなければならないかどうかを判断する際に定性的分析の実施を会社に求めています。もし会社が変動持分事業体の最も重要な活動を支配し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務を与える持分を有しているのであれば、会社はその事業体を連結しなければなりません。新しい定性的アプローチの下では、期待損益に対する定量的分析は、そのみでは決定要因とはなりません。新基準はまた、変動持分事業体の連結・非連結を継続的に評価することを求め、事業体の開始時および再考慮のきっかけとなる特定の事象が発生した時だけ評価を要求する現行のガイダンスとは異なっております。

基準書第167号は、平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度（期中および期末）の期首より発効となります。早期適用は容認されておられません。

基準書第167号では、資産、負債および適用日において事業体を連結したことから生じる非支配持分が、帳簿価額（適用日以前において基準書第167号に従ってあたかも当該事業体が連結されていたかのように）、公正価値または未払元本残高のいずれかで評価されるべきかを決定する特別な初年度適用条項を含んでおります。一定の場合には、連結によって貸借対照表に追加された純額と非連結基準で従来認識されていた金額との差額は、利益剰余金の累積的調整として認識されます。基準書第167号は、過去に公表された財務諸表に対して利益剰余金の累積的調整をすることにより、任意に遡及的適用が可能です。

当社は、平成22年4月1日に基準書第167号の適用を予定しており、現在、当該規定が当社の連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

退職後給付制度資産の開示の拡充

平成20年12月、米国財務会計基準審議会は、編纂書715「報酬-退職給付」に取り込まれた旧財務会計基準書第132号改訂の意見書1「退職後給付制度資産についての事業主の開示」を公表しました。この新指針は、年次での年金制度資産の開示を拡充することにより編纂書820に基づく開示との整合性を持たせるものです。特に、報告主体は、年金制度資産を3つの公正価値階層レベルに区別し、レベル3に分類される年金制度資産については、公正価値の変動を開示することが求められています。新指針は、平成21年12月16日以降に終了する事業年度から将来に向かって適用されます。

当社は、新指針を平成22年3月31日に終了する事業年度の年次連結財務諸表より適用する予定であります。新指針は、開示に関する規定であるため、年金制度資産および給付債務の会計処理には影響がありません。そのため、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込です。

3 金融商品の公正価値：

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。経常的に公正価値で計上される資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、その他の資産に含まれており、負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、長期借入、その他の負債に含まれております。

全ての公正価値は、編纂書820（旧財務会計基準書第157号「公正価値測定」）の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、ここでいう取引は、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。当社の信用リスクは、日本国政府、EU加盟各国政府、米国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して集中しております。こうした集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しております。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、当第2四半期連結会計期間末25%、前連結会計年度末26%、となっております。次の表は、こうした政府、地方自治体および政府系機関の債券の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)				
	日本	米国	欧州	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,986	879	2,764	160	6,789

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				
	日本	米国	欧州	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	4,005	396	1,803	184	6,388

(1) 上記金額のほかに、その他の資産 トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当第2四半期連結会計期末132十億円、前連結会計年度末120十億円含まれております。

公正価値の階層

編纂書820は、公正価値評価の方法に使用されるデータについて市場での観察可能性に応じた優先順位を定めた公正価値の階層を規定しました。編纂書820は、公正価値の算定に際して観察可能なデータの使用を最大化し観察可能でないデータの使用を最小化するように要求しております。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は、最も優先的なデータを表し、レベル3は最も優先的でないデータを表しております。

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における同一の資産および負債に対する未調整の取引価格が個別

に存在する場合はレベル1に分類されます。

レベル1のデータを用いて評価される公正価値評価の金融商品には以下のものが含まれます。

- ・G7の政府および米国政府機関証券
- ・東京証券取引所の市場第一部に上場されている株式
- ・流動性のある取引所で取引される持分証券

レベル2

活発でない市場、または直接・間接を問わず観察可能な他の重要なデータを含んでいる取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において当社から独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル2のデータを用いて評価される公正価値評価の金融商品には以下のものが含まれます。

- ・観察可能なデータを用いた評価モデルにより評価される（政府および企業が発行するものを含む）負債証券
- ・観察可能なデータを用いた評価モデルにより評価される仕組債
- ・流動性のない取引所で取引される持分証券
- ・観察可能なデータを用いた評価モデルにより評価されるデリバティブ商品

レベル3

金融商品の公正価値測定時に観察不能なデータが全体的に重要である場合、観察不能なデータを用いた評価方法は、類似の金融資産を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積り、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいて計算されます。

レベル3のデータを用いて評価される公正価値評価の金融商品には以下のものが含まれます。

- ・モーゲージおよびモーゲージ担保証券
- ・重要な観察不能なデータを用いた評価モデルにより評価される仕組債
- ・重要な観察不能なデータを用いた評価モデルにより評価される貸付金
- ・プライベート・エクイティ投資
- ・重要な観察不能なデータを用いた評価モデルにより評価されるデリバティブ商品

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、重要な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合には市場における類似の商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、例えば現在のデータが取得できる頻度および量による信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能な観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の低位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定するのに用いる重要な判断には、商品が取引される市場の性質や商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似商品で観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能でないデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重

要な判断が含まれます。そのためレベル3の金融商品の評価は、上位レベルの商品の評価に比べてより多くの判断が含まれます。

公正価値評価の階層を決定する際には、当社の判断で市場が活発であるかどうかを決定する必要があります。市場が活発であるかどうかを判断するための重要な基準には、取引数、他の市場参加者による価格決定の頻度、他の市場参加者間で取引される価格の信頼性、および公表された情報の量が含まれます。

特定の金融商品の公正価値評価に利用する複数の指標は、各々公正価値評価の階層において異なるレベルになる可能性があります。そのような場合には、開示上、当該商品は全額その公正価値の測定にとって重要であるデータのレベルのうち最も低いレベルに従って分類されます。

当社は平成21年4月1日に編纂書820に含まれた活発でない市場における公正価値測定の指針（旧基準書第157号の意見書4）を適用しましたが、前連結会計年度末、前第2四半期連結累計期間および前第2四半期連結会計期間に関する下記の開示は、当該編纂書820の指針適用以前の開示方法に準拠しております。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価される資産および負債の当第2四半期連結会計期間末および前連結会計年度末のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)				当第2四半 期連結会計 期間末残高
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ (2)	662	824	234		1,720
プライベート・エクイティ (2)	2	0	319		321
日本国債	2,856				2,856
日本地方債・政府系機関債	129	1	0		130
外国国債・地方債・政府系機関債	3,130	638	35		3,803
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	109	896	189		1,194
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)		25	71		96
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	299	10		309
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券		0	189		189
債務担保証券 (CDO)		17	28		45
受益証券等	16	26	10		52
デリバティブ取引	1,217	12,604	790	11,887	2,724
小計	8,121	15,330	1,875	11,887	13,439
貸付金および受取債権 (3)	0	330	3		333
その他の資産	457	59	42		558
合計	8,578	15,719	1,920	11,887	14,330
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,017	151	0		1,168
日本国債	1,631				1,631
外国国債・地方債・政府系機関債	1,904	263			2,167
銀行および事業会社の負債証券		109	1		110
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)		17			17
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券		2			2
受益証券等	0				0
デリバティブ取引	1,485	12,328	653	11,751	2,715
小計	6,037	12,870	654	11,751	7,810
短期借入 (4)(5)	28	84	6		118
支払債務および受入預金 (6)		0	1		1
長期借入 (4)(5)(7)	42	876	25		893
その他の負債	132	18	0		150
合計	6,239	13,848	634	11,751	8,970

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成21年 3月31日 残高
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ					
(含むプライベート・エクイティ) (2)					
負債証券および貸付金	271	592	606		1,469
受益証券等	6,007	1,401	793		8,201
デリバティブ取引	19	35	6		60
	638	15,581	1,691	15,967	1,943
貸付金および受取債権(3)	0	8	4		12
その他の資産	285	54	50		389
合計	7,220	17,671	3,150	15,967	12,074
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ					
負債証券	413	117	1		531
受益証券等	2,355	250	0		2,605
デリバティブ取引	1				1
	722	15,192	1,424	15,724	1,614
短期借入(4)(5)	9	28	8		45
支払債務および受入預金(6)		0	1		1
長期借入(4)(5)(7)	39	485	81		443
その他の負債		1			1
合計	3,539	16,073	1,351	15,724	5,239

- (1) 編纂書210-20「オフセティング」(以下、「編纂書210-20」)(旧財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理」)ならびに旧財務会計基準審議会注釈書第39号の意見書1「米国財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」に従い相殺されたデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 編纂書825(以下、「編纂書825」)(旧財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改訂を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」)のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 編纂書825のもとで公正価値オプションを選択した貸付金を含んでおります。
- (4) 編纂書815「デリバティブとヘッジ」(以下、「編纂書815」)に含まれる公正価値のオプションの規定(旧財務会計基準書第155号「一定の複合商品に関する会計処理」)および編纂書825に含まれる公正価値オプションの規定のもとで公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (5) 編纂書815(旧財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」)のもとで区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (6) 編纂書815のもとで区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (7) 編纂書860の規定上譲渡に該当しない譲渡取消による担保付借入を含んでおり、当該負債について編纂書825のもとで公正価値オプションを選択しております。

レベル3金融資産負債

レベル3の金融資産負債は、市場で観察困難な指標が公正価値算定に重要な影響を与える金融商品で成り立っております。金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の指標を使用して算定されている場合は、レベル3の指標に重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

レベル3の金融資産負債は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされており、以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3の金融資産負債の公正価値は、市場で観察困難な指標と観察可能な指標を両方使用して算定されます。したがって、以下の表は観察困難な指標の変動による損益と観察可能な指標の変動による損益の両方が反映されております。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3の資産および負債の前第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間の損益と推移を示しております。

(単位：十億円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)							前第2 四半期 連結累計 期間 期末残高
	実現および未実現損益合計					購入(発行)/売却 (償還)、 および現金の授受 (2)	レベル3 への/からの 移動(3)	
前第2 四半期 連結累計 期間 期首残高	トレー ディング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライ ベート・エ クイティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計			
資産：								
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資								
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	802	39	14	0	53	39	2	786
負債証券および貸付金	783	46		2	44	53	2	794
受益証券等	21	0			0	3	1	19
デリバティブ取引(純額)	121	18			18	22	56	137
貸付金および受取債権	4	0			0	5	1	8
その他の資産	59	0	3	0	3	2	0	60
合計	1,790	103	3	14	2	112	56	1,804
負債：								
トレーディング負債								
エクイティ	1	0			0	1	0	0
短期借入	15	0			0	19	15	19
長期借入	59	54			54	37	63	139
合計	43	54			54	55	78	120

(単位：十億円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

実現および未実現損益合計

当第2 四半期 連結累計 期間 期首残高	トレー ディング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライベ ート・エ クイティ 投資関連 損益	金融収 益/金融 費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償 還)、お よび現金 の授受 (2)	レベル3 への/か らの移動 (3)	当第2 四半期 連結累計 期間 期末残高
資産：								
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資								
エクイティ	284	20		1	21	20	9	234
プライベート・エクイティ	322		2		2	1		319
日本地方債・政府系機関債	0	0			0	0		0
外国国債・地方債・政府系機関債	34	2			2	3	2	35
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	485	2		0	2	183	111	189
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	12	7			7	66	0	71
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	12	0			0	4	2	10
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	234	6			6	51	0	189
債務担保証券(CDO)	17	1			1	10	0	28
受益証券等	5	0			0	5		10
デリバティブ取引(純額)	267	41			41	58	31	137
小計	1,672	61	2	1	64	239	147	1,222
貸付金および受取債権	4	0			0	1		3
その他の資産	50	1	0		1	6	1	42
合計	1,726	62	0	2	65	246	148	1,267
負債：								
トレーディング負債								
エクイティ	1	0			0	0	1	0
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	0					1		1
小計	1	0			0	1	1	1
短期借入	8	7			7	5	0	6
支払債務および受入預金	1	0			0			1
長期借入	81	97			97	145	8	25
その他の負債						0		0
合計	73	104			104	151	7	19

(単位：十億円)

前第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

実現および未実現損益合計

前第2 四半期 連結会計 期間 期首残高	トレー ディ ング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライ ベ ート・エ クイ ティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還)お よび現金 の授受(2)	レベル3 への/から の移動(3)	前第2 四半期 連結会計 期間 期末残高
資産：								
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資								
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	882	42	23	0	19	65	12	786
負債証券および貸付金	845	33		1	32	93	74	794
受益証券等	19	0			0	0		19
デリバティブ取引(純額)	33	52			52	38	14	137
貸付金および受取債権	15	0			0	1	6	8
その他の資産	63	0	3	0	3	6		60
合計	<u>1,857</u>	<u>23</u>	<u>3</u>	<u>23</u>	<u>1</u>	<u>127</u>	<u>70</u>	<u>1,804</u>
負債：								
トレーディング負債								
エクイティ	0	0			0	0	0	0
短期借入	2	0			0	17	0	19
長期借入	<u>2</u>	<u>163</u>			<u>163</u>	<u>69</u>	<u>43</u>	<u>139</u>
合計	<u>0</u>	<u>163</u>			<u>163</u>	<u>86</u>	<u>43</u>	<u>120</u>

(単位：十億円)

当第2四半期連結会計期間
(自平成21年7月1日
至平成21年9月30日)

当第2 四半期 連結会計 期間 期首残高	実現および未実現損益合計						購入(発 行)/売却 (償 還)、お よび現金 の授受 (2)	レベル3 への/か らの移動 (3)	当第2 四半期 連結会計 期間 期末残高
	トレー ディ ング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライ ベ ート・エ クイ ティ 投資関連 損益	金融収 益/金融 費用	実現 および 未実現 損益 合計				
資産：									
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	328	15		0	15	97	12	234	
プライベート・エクイティ	333		1	0	1	15		319	
日本地方債・政府系機関債	0	0			0	0		0	
外国国債・地方債・政府系機関債	41	1			1	3	2	35	
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	272	4		0	4	4	83	189	
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	9	7			7	69	0	71	
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	13	0			0	5	2	10	
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	197	9			9	17	0	189	
債務担保証券(CDO)	20	1			1	7	0	28	
受益証券等	2	1			1	9		10	
デリバティブ取引(純額)	93	3			3	72	25	137	
小計	1,308	17	1	0	18	16	120	1,222	
貸付金および受取債権	4	0			0	1		3	
その他の資産	49	0	1		1	6		42	
合計	1,361	17	1	0	17	9	120	1,267	
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	0	0			0	0	0	0	
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金						1		1	
小計	0	0			0	1	0	1	
短期借入	1	1			1	6	0	6	
支払債務および受入預金	1	0			0			1	
長期借入	34	75			75	5	11	25	
その他の負債						0		0	
合計	34	76			76	12	11	19	

- (1) 四半期連結損益計算書の収益 その他および金融費用以外の費用 その他への計上を含みます。
- (2) 外国為替の変動による影響を含みます。
- (3) 「レベル3への / からの移動」は、資産および負債がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。

以下の表は当社がレベル別の金額のうちレベル3として分類し、四半期連結貸借対照表日現在で保有している資産および負債に関連する前第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間の未実現損益であります。

(単位：十億円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				
	トレーディング損益	投資持分証券 関連損益等(1)	プライベート・ エクイティ投資 関連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	6		17	0	11
負債証券および貸付金	26			1	27
受益証券等	0				0
デリバティブ取引(純額)	2				2
貸付金および受取債権	0				0
その他の資産		3			3
合計	<u>22</u>	<u>3</u>	<u>17</u>	<u>1</u>	<u>37</u>
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	0				0
短期借入	1				1
長期借入	51				51
合計	<u>52</u>				<u>52</u>

(単位：十億円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)			
	トレーディング 損益	投資持分証 券関連損益 等(1)	プライベ ート・エクイ ティ投資関 連損益	金融収益/ 金融費用 未実現損益 合計
資産：				
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資				
エクイティ	9			8
プライベート・エクイティ			4	4
日本地方債・政府系機関債	0			0
外国国債・地方債・政府系機関債	3			3
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	58			58
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	3			3
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0			0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	2			2
債務担保証券 (CDO)	2			2
受益証券等	1			1
デリバティブ取引 (純額)	69			69
小計	3		4	2
貸付金および受取債権	0			0
その他の資産	0			0
合計	3		4	2
負債：				
トレーディング負債				
エクイティ	0			0
小計	0			0
短期借入	4			4
支払債務および受入預金	0			0
長期借入	40			40
合計	36			36

(単位：十億円)

前2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

	トレーディング損益	投資持分証券関連損益等(1)	プライベート・エクイティ投資関連損益	金融収益/金融費用	未実現損益合計
資産:					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	44		23		21
負債証券および貸付金	27			0	27
受益証券等	0				0
デリバティブ取引(純額)	88				88
貸付金および受取債権	1				1
その他の資産		3	0		3
合計	18	3	23	0	44
負債:					
トレーディング負債					
エクイティ	0				0
短期借入	1				1
長期借入	171				171
合計	172				172

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)				
	トレーディング 損益	投資持分証 券関連損益 等(1)	プライベ ート・エクイ ティ投資関 連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ	5			1	4
プライベート・エクイティ			0	0	0
日本地方債・政府系機関債	0				0
外国国債・地方債・政府系機関債	1				1
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	4				4
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	7				7
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0				0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	9				9
債務担保証券 (CDO)	1				1
受益証券等	1				1
デリバティブ取引 (純額)	14				14
小計	24		0	1	23
貸付金および受取債権	0				0
その他の資産	0	0			0
合計	24	0	0	1	23
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	0				0
小計	0				0
短期借入	0				0
支払債務および受入預金	0				0
長期借入	11				11
合計	11				11

(1) 四半期連結損益計算書の収益 その他および金融費用以外の費用 その他への計上を含みます。

当第2四半期連結会計期間末においても、当第1四半期連結会計期間に引き続き、例えば特定の為替の変動率、特定のクレジットスプレッドなどは依然として市場の流動性が欠如しており、観察可能ではありませんでした。しかし、当期において一定のクレジットスプレッドなどの指標は市場の流動性の回復により、観察可能性が改善しております。

上述のとおり、レベル3の金融資産負債の評価は、市場で観察もしくは立証できない特定の指標によって決まります。例えば、取引が活発ではない市場で取引される特定の金融商品がこうしたケースに該当します。取引が活発ではない市場の共通の特徴には、金融商品の取引件数が低調である、直近の取引価格提示がない、市場での取引価格と時間外もしくはマーケットメーカーの提示値では相当価格が異なっている、公開されている情報が少ない、などが挙げられます。観察可能ではない指標には、デリバティブ取引ではボラティリティリスクや相関リスク、信用に関連する商品や貸付金ではリファイナンスに必要な期間や回収率、資産担保証証券化商品では担保価値に影響を及ぼすマクロ経済環境などが含まれております。

仮にレベル3の金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3の金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関は、観察不能な指標として考えられます。市場で観察不能な指標を適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサスデータ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

上述した不確実性により、レベル3の金融商品の公正価値には幅があると考えられます。こうした金融商品の個別の評価は、当社が定めた評価方針および手続きに則り、市場環境一般に対する経営判断に基づいて行われます。合理的に考えられうる代替的な仮定をレベル3の金融商品の評価に用いた場合には、公正価値に大きな影響が生じることになります。

前述のとおり、レベル3の金融資産負債は多くの場合レベル1またはレベル2の金融商品によってリスクヘッジされており、当第2四半期連結累計期間におけるレベル3の資産から生じた損益は65十億円の損失となりましたが、これによる経営成績への影響は上記のヘッジ資産およびヘッジ負債の損益等により相当程度減殺されており、また当社の流動性と資金調達の管理には重要な影響がありませんでした。

レベル3の資産の評価が市場全体のセンチメント、信用、金利、為替、相関リスクを含むがこれらに限定されるわけではない様々な要素により変動することに伴い、現在の評価額は市場の状況が悪化した場合、下落することがあり得ます。一方、状況が改善した場合レベル3資産の評価が改善することが予想されます。

金融商品の公正価値オプション

編纂書825は、特定の選択日において、企業が通常公正価値で測定していない適格の金融資産と金融負債を公正価値で測定することを容認しております。仮に企業が特定の項目について公正価値オプションを選択した場合、その後の報告期間における当該項目の公正価値の変動は、期間損益として認識されることとなります。編纂書825は、公正価値オプションを、資産または負債の当初の認識時、もしくは、その商品に対する会計上の取り扱いを変更させる事象が生じた時に、個別商品ごとに選択することを容認しております。また、編纂書825は、類似の資産負債において異なった測定方法を選択した企業間の比較を可能とするための開示方法も規定しております。企業は、適用日に存在する適格の資産および負債に対し公正価値オプションを選択した場合、その帳簿価額と公正価値との差額を期首利益剰余金の累積的影響調整として報告することとなります。

当社が公正価値オプションを適用している金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金。当社は、貸付金のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。当社はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

・編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。当社は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる連結損益計算書上の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、当社のエクスポージャーがないもしくはある場合も少額ではあるものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

・平成20年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書の変動を軽減することを目的として公正価値オプションを選択しております。また、連結変動持分事業体が発行した社債に対しても同様の目的により、公正価値オプションを選択しております。なお、当社は一部の仕組債に対して従前より編纂書815の規定により公正価値オプションを適用しております。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、その商品の特性に応じて、市場価格の変動損益の一部となる場合はトレーディング損益に、そうでない場合には金融収益または金融費用に計上されます。

以下の表は、前第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間および当第2四半期連結会計期間について、編纂書815および編纂書825のもとで公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
	トレーディング損益	トレーディング損益
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資		
トレーディング資産 (1)	1	0
プライベート・エクイティ		0
貸付金および受取債権	0	6
合計	1	6

負債：		
短期借入(2)	4	13
長期借入(2)(3)	114	22
合計	118	35

	(単位：十億円)	
	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
	トレーディング損益	トレーディング損益
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資		
トレーディング資産 (1)	0	0
プライベート・エクイティ		0
貸付金および受取債権	0	6
合計	0	6

負債：		
短期借入(2)	3	9
長期借入(2)(3)	91	6
合計	94	3

- (1) 編纂書825のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (2) 編纂書815および編纂書825のもとで公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (3) 編纂書860の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおります。

当社は普通株式への出資比率が45.5%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、プライベート・エクイティ投資に含めております。

当社は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジットスプレッドの変動を反映したレートで将来キャッシュフローを割り引くことにより計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する前第2四半期連結累計期間の損益は、主にクレジットスプレッドの拡大により19十億円の収益、当第2四半期連結累計期間の損益は、主にクレジットスプレッドの縮小により38十億円の損失となりました。前第2四半期連結会計期間の損益は、主にクレジットスプレッドの拡大により11十億円の収益、当第2四半期連結会計期間の損益は、主にクレジットスプレッドの縮小により15十億円の損失となりました。また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して、当第2四半期連結会計期間末では20億円上回っており、前連結会計年度末では10億円上回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の上延滞が生じたもしくは未収利息の計上を休止したものはありませんでした。

また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額に対して、当第2四半期連結会計期間末では10億円下回っており、前連結会計年度末では14十億円下回っております。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

上述の毎期経常的に公正価値評価される資産および負債に加えて、毎期経常的には公正価値評価されないものの、減損認識のような特定の状況のもとで資産および負債を公正価値評価する場合があります。

当第2四半期連結会計期間末では、一時的にはとどまらない価値の下落のため、上場持分法適用会社に対する投資に対して30億円の減損額が認識されており、これは四半期連結損益計算書の金融費用以外の費用 その他に含まれております。四半期連結貸借対照表のその他の資産 - 関連会社に対する投資および貸付金に含まれております当該減損が認識された持分法適用会社への投資は公正価値評価後には残高20億円となります。公正価値は編纂書820に従い株式市場の時価に調整を加えず評価されています。結果として、毎期経常的には公正価値評価をされないこの投資に関しても、レベル1に区分される指標によって公正価値評価がなされています。

見積り公正価値

公正価値に近似する契約額で計上された資産には、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金が含まれております。公正価値に近似する契約額で計上された負債には、短期借入、顧客に対する支払

債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入が含まれております。こうした金融商品は、基本的に1年以内に満期が到来するものであり、市場相場に近似した利率で付利されております。

貸付金

貸付金は公正価値オプションが選択されたものを除いて、通常当社が組成した貸付金に関する繰延収益および費用、購入した貸付金に関する未償却プレミアムもしくはディスカウント、控除されるべき貸倒引当金等の控除により調整された価額によって測定されております。貸付の公正価値は、貸付金の特性に基づき推計されております。市場取引価格が利用可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。

下記に示した表では、貸付金の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

	(単位：十億円)			
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸付金	927	925	516	507

長期借入

長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は編纂書815および編纂書825に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入価額で計上されております。長期借入の見積公正価値は利用可能な場合には市場取引価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。

下記に示した表では、長期借入の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。

	(単位：十億円)			
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入	6,062	5,895	5,483	5,196

4 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で当社は、顧客ニーズの充足のためもしくは当社のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により当社に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

当社は、通常のトレーディング活動の一環として、また特定のトレーディング目的以外の資産および負債の市場リスク管理を目的として、有価証券、外貨、金利およびその他資本市場商品にかかる先物、先渡、スワップおよびオプション取引を含むさまざまなデリバティブ金融商品取引を行っております。

当社は、多種多様なデリバティブ金融商品において積極的にトレーディング業務を行っております。当社のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。当社は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多種多様なデリバティブ金融商品を活用しております。また当社は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり当社は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先渡および先物取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に二人の当事者が相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をずるリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて二人の当事者が将来の特定の日一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わせられたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るといった信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、当社が保有する相対する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた当社の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

当社は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続によって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。当社は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに当社は、通常それぞれの取引相手と国際スワップ・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットリング契約」）を交わしております。マスター・ネットリング契約により、特定の状況下で倒産隔離が可能となり、これらの取引から生じる信用リスクを軽減させます。これらの契約により、場合によって、当社がデリバティブ金融商品を店頭取引で相対に取引する際に生じる評価損益の額を編纂書210-20に従い取引相手ごとに純額表示することおよび現金担保と相殺表示することが可能となります。

当第2四半期連結会計期間末のデリバティブ負債に対する支払現金担保の相殺額は、542十億円であり、デリバティブ資産に対する受取現金担保の相殺額は、684十億円であります。前連結会計期間末におけるデリバティブ負債に対する支払現金担保の相殺額は、680十億円であり、デリバティブ資産に対する受取現金担保の相殺額は、923十億円であります。

トレーディング目的以外のデリバティブ

当社がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、トレーディング目的以外の負債証券、顧客への貸付金およびその他資産ならびに発行社債等、トレーディング目的以外の特定の資産および負債の市場リスクを管理することにあります。一定期間内に満期を迎えるもしくは条件の再設定が行われる当社の利付もしくは外貨建の資産と負債との間に差額が生ずる範囲内において、当社は金利および為替相場の変動による影響を受けるおそれがあります。相場変動による影響を管理するため、当社はデリバティブ金融商品を利用してあります。

当社は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。当社は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。当該スワップ契約の満期日はヘッジ対象となる債券の満期日に対応しております。また当社は、顧客への貸付金を含む一定の資産の金利特性を変更する目的でも金利スワップを利用してあります。トレーディング目的以外に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクはトレーディング目的に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクと同様の手法により管理統制されてあります。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、当社の店頭デリバティブ取引に関するエクスポージャーを主な業種である金融機関について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に当社が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)				
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額	
金融機関	11,544	9,072	651	1,821

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額	
金融機関	13,511	11,962	887	662

デリバティブ活動

次の表では、デリバティブの想定元本と公正価値により、当社のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前またはデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディングに関するデリバティブ取引 (2)				
エクイティデリバティブ	15,760	1,667	16,549	1,792
金利デリバティブ (3)	263,538	10,243	262,299	9,791
信用デリバティブ	31,391	2,189	33,380	1,971
為替取引	109,381	412	18,463	402
商品デリバティブ	52	11	71	13
その他のデリバティブ	2,772	89	2,267	50
合計	422,894	14,611	333,029	14,019
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引 (4)				
金利デリバティブ	848	21	80	0
合計	848	21	80	0

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディングに関するデリバティブ取引 (2)				
エクイティデリバティブ	8,286	878	8,963	860
金利デリバティブ (3)	186,151	11,195	192,117	10,421
信用デリバティブ	49,587	5,512	49,409	5,137
為替取引	28,799	270	15,193	405
商品デリバティブ	70	23	68	23
その他のデリバティブ	904	32	794	30
合計	<u>273,797</u>	<u>17,910</u>	<u>266,544</u>	<u>16,876</u>

ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引
(4)

金利デリバティブ	<u>646</u>	<u>18</u>	<u>94</u>	<u>1</u>
合計	<u>646</u>	<u>18</u>	<u>94</u>	<u>1</u>

(1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。

(2) デリバティブ資産はトレーディング資産に含まれております。デリバティブ負債はトレーディング負債、区分処理された組込デリバティブは短期借入、長期借入に含まれております。

(3) 金利デリバティブに加え、為替リスクを参照するデリバティブを含んでおります。

(4) ヘッジ活動に関するデリバティブ取引はその他の資産 その他およびその他の負債に含まれております。

次の表は四半期連結損益計算書に含まれるデリバティブ関連の損益を表しております。

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
	トレーディング損益
トレーディングに関するデリバティブ取引 (1)	
エクイティデリバティブ	253
金利デリバティブ (2)	76
信用デリバティブ	54
為替取引	12
商品デリバティブ	0
その他のデリバティブ	10
合計	297

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
	トレーディング損益
トレーディングに関するデリバティブ取引 (1)	
エクイティデリバティブ	175
金利デリバティブ (2)	1
信用デリバティブ	30
為替取引	8
商品デリバティブ	0
その他のデリバティブ	5
合計	143

(1) 組込デリバティブのトレーディング損益を含んでおります。

(2) 金利デリバティブに加え、為替リスクを参照するデリバティブを含んでおります。

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
	金融収益/金融費用
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引	
金利デリバティブ	6
合計	6
ヘッジ対象の損益	
長期借入	6
合計	6

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
	金融収益/金融費用
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引	
金利デリバティブ	1
合計	1
ヘッジ対象の損益	
長期借入	1
合計	1

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

当社は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求める条項が含まれています。

当第2四半期連結会計期間末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は2,212十億円となり、460十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は9十億円です。前連結会計期間末では、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,578十億円となり、629十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は13十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとはある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくはある企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・デリバティブの売り手は損失を被るリスクがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブは当社が第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであり、保証型の契約の保証者、オプション型の契約でのクレジット・プロテクションの提供、クレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態をとります。

当社は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的で、クレジット・デリバティブの買い手もしくは売り手となっております。

当社が主として使用するクレジット・デリバティブの種類はクレジット・デフォルト指数に連動するものです。また、当社は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が起こった場合、当社はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、清算および支払不能、参照証券の債務不履行や条件変更などがあります。

通常のクレジット・デリバティブ契約では、参照債務の不履行などの信用事由が起き支払いがなされた後は契約終了となり、当社による更なる支払い義務はなくなります。通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利もありません。しかしながら、少数ですが信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取るという契約も存在します。

当社は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。当社がプロテクシ

の売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一でありかつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、当社が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当社が提供したデリバティブ自身によってではなく、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することが最も一般的です。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は以下のとおりであります。

(単位：十億円)							
当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)							
帳簿価額(1) (資産)/負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額	
	計	満期年限				クレジット・プロ テクション買付額	
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	282	10,998	461	2,387	5,315	2,835	8,904
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	5	13,841	128	2,693	4,676	6,344	12,663
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	45	4,727	150	628	1,808	2,141	2,523
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワブション	0	7		7			
合計	242	29,573	739	5,715	11,799	11,320	24,090
(単位：十億円)							
前連結会計年度末 (平成21年3月31日)							
帳簿価額(1) (資産)/負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額	
	計	満期年限				クレジット・プロ テクション買付額	
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	1,014	9,711	938	2,282	5,337	1,154	9,067
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	2,962	32,963	628	8,808	17,795	5,732	32,919
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	1,044	5,178	45	921	2,561	1,651	4,915
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワブション	2	8		8			8
合計	5,022	47,860	1,611	12,019	25,693	8,537	46,909

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は当社が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、平成21年9月30日および平成21年3月31日現在のStandard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltdまたは株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	351	647	3,285	3,860	1,611	1,244	10,998
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	216	232	8,196	3,283	679	1,235	13,841
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	15		200			4,512	4,727
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション						7	7
合計	582	879	11,681	7,143	2,290	6,998	29,573

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	227	591	2,619	3,537	1,540	1,197	9,711
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	471	557	16,069	11,979	735	3,152	32,963
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品						5,178	5,178
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション						8	8
合計	698	1,148	18,688	15,516	2,275	9,535	47,860

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

5 担保付取引：

当社は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫のための資金調達を行う、および特定の有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引において当社は、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびに持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。多くの場合当社は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。

当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	14,866	10,742
上記のうちすでに売却され(四半期連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる)もしくは再担保に提供されている額	13,444	8,631

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レボ取引分を含む)は、四半期連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
トレーディング資産：		
持分証券および転換社債	23,670	78,432
政府および政府系機関債	1,204,932	495,043
銀行および事業会社の負債証券	120,744	312,729
住宅用不動産担保ローン担保証券(RMBS)	575	
モーゲージおよびその他モーゲージ担保証券	58	
受益証券等	2,706	52
合計	1,352,685	886,256
トレーディング目的以外の負債証券	107,285	108,700
関連会社に対する投資および貸付金	35,459	35,682

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
貸付金および受取債権	389	7,408
トレーディング資産	2,021,835	3,145,982
建物、土地、器具備品および設備	51,002	51,153
トレーディング目的以外の負債証券	47,598	55,244
その他	152	
	2,120,976	3,259,787

上記の資産は主にその他の担保付借入および譲渡取消による担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。

6 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること(譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても)、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が適格特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。当社は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。当社の四半期連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益 トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して保有する留保持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である留保持分については当社は、最良の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、想定される信用損失、早期償還リスク、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに比例した割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、当社は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。当社が当第2四半期連結累計期間および当第2四半期会計期間において、新たに証券化した金額は71十億円と29十億円であり、その際の譲渡により認識した損失は25百万円と29百万円となっております。平成21年9月30日現在および平成21年3月31日現在で継続的関与を持つ特別目的事業体に、当社が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ1,239十億円と1,122十億円となっております。また、これらの特別目的事業体の平成21年9月30日現在および平成21年3月31日現在の総資産の金額は、それぞれ1,125十億円と1,198十億円となっており、当社はこれらの特別目的事業体に対して同3十億円と7十億円の持分を継続的に保有しております。当社はこれらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約を平成21年9月30日現在34十億円、平成21年3月31日現在29十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間においてこれらの特別目的事業体から受け取った金額は80十億円と37十億円となっております。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。

			(単位:十億円)	
			当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
資産				
	トレーディング資産			
	株式関連商品	391	136	
	債券関連商品	159	246	
	モーゲージおよびモーゲージ担保証券	117	84	
	合計	667	466	
負債				
	長期借入	624	443	

変動持分事業体

当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。当社はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。当社は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドを、当社が主たる受益者となる場合は連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

			(単位:十億円)	
			当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産				
	現金および現金同等物	36	50	
	トレーディング資産			
	株式関連商品	273	362	
	債券関連商品	149	52	
	モーゲージおよびモーゲージ担保証券	75	123	
	受益証券等	1	8	
	デリバティブ取引	11	12	
	プライベート・エクイティ	4		
	建物、土地、器具備品および設備	51	51	
	その他	28	32	
	合計	628	690	
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債				
	トレーディング負債			
	債券関連商品	8		
	モーゲージ担保証券	17	26	
	デリバティブ取引	2	2	
	長期借入	243	251	
	その他	10	28	
	合計	280	307	

当社が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し重要な変動持分を保有すること、および変動持分事業体の設立・発起に関与したものとして変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表はそれら非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。変動持分事業体に対する当社の関与にかかわるリスクは帳簿金額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、および変動持分事業体の総資産額を上限としたデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、当社は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

(単位：十億円)			
当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)			
変動持分の種類：	連結貸借対照表上の変動持分		最大損失のエクスポージャー
	資産	負債	
トレーディング資産			
株式関連商品	55		55
債券関連商品	20		20
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	75		75
受益証券等	2		2
デリバティブ取引	12	1	50
貸付金	77		77
その他	0		0
貸出コミットメント、その他債務保証			22
合計	241	1	301

(単位：十億円)			
前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
変動持分の種類：	連結貸借対照表上の変動持分		最大損失のエクスポージャー
	資産	負債	
トレーディング資産			
株式関連商品	84		84
債券関連商品	24		24
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	89		89
受益証券等	4		4
デリバティブ取引	55	0	116
貸付金	48		48
その他	0		0
貸出コミットメント、その他債務保証			23
合計	304	0	388

7 企業結合：

平成20年10月に当社は、リーマン・ブラザーズ（以下、「リーマン」）の日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の大部分の雇用ならびに欧州・中東地域の株式・投資銀行部門の大部分および債券部門の一部の雇用等を承継しました。これらの承継には、リーマンの人員および業務上必要な特定の資産や負債の承継を含んでおりますが、リーマンの金融資産と金融負債は承継の対象外としました。これらの承継により、当社は、ホール・セールビジネスおよび投資銀行業務をグローバルに強化していきます。

さらに、当社は、IT関連、会計関連、グローバルなリスク・マネジメント等の機能をリーマンの欧州地域部門およびアジア・パシフィック地域等に提供してきたリーマンのインドにおけるIT等のサービス関連会社Lehman Brothers Services India Private Ltd.、Lehman Brothers Financial Services (India) Private Ltd.、Lehman Brothers Structured Finance Services Private Ltd.の3社を買収しました。

これら一連の承継および買収は、当社の連結財務諸表において企業結合として認識されており、これらの事業にかかる損益は平成20年10月より当社の連結損益計算書に含まれております。平成21年9月末現在で認識しているのれんの金額は23,224百万円であります。これは平成21年3月末現在と比べて、10,206百万円の増加であります。また、当社がこれら一連の承継および買収のために支出した金額は、当第2四半期連結累計期間にインドのプライマリー・ディーラーであるLehman Brothers Fixed Income Securities Private Ltd.を買収したこと等により、平成21年9月末現在で48,159百万円となっております。これは平成21年3月末現在と比べて、5,296百万円の増加であります。なお、取得価額の取得した資産と引き受けた負債への配分は、承継および買収の完了日から1年以内に終了することとされており、平成21年9月末をもってかかる配分は全て完了しました。一連のリーマン関連の承継および買収による、のれんの計上額および支出金額は上記で確定いたしました。

平成21年9月末現在、これら一連の承継および買収に伴う事業の取捨選択による人件費や事務所の移転費用等26,241百万円を取得時の負債として計上しました。また、当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書の人件費に、既存事業の取捨選択にかかる一時費用1,403百万円、および182百万円が含まれております。

8 その他の資産 - その他およびその他の負債：

四半期連結貸借対照表上のその他の資産 - その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
その他の資産 - その他：		
受入担保有価証券	149,871	32,079
のれんおよびその他の無形資産	131,441	130,972
繰延税金資産	324,940	334,123
営業目的以外の投資持分証券	11,072	5,978
その他	175,907	220,091
合 計	793,231	723,243
その他の負債：(1)		
受入担保有価証券返還義務	149,871	32,079
未払法人所得税	8,801	10,593
その他の未払費用および引当金	379,229	360,867
その他	85,423	64,035
合 計	623,324	467,574

(1)「非支配持分新指針」の遡及適用により、前連結会計年度末の数値を組み替えて表示しております。

9 1株当たり四半期純利益：

基本および希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益（損失）の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
基本 -		
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益（損失）	149,464	39,135
加重平均株式数	1,908,311,939	2,662,067,934
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益（損失）	78.32	14.70
希薄化後 -		
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益（損失）	149,466	37,984
加重平均株式数	1,905,908,919	2,839,146,312
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益（損失）	78.42	13.38
基本 -		
	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)	
	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
基本 -		
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益（損失）	72,872	27,715
加重平均株式数	1,908,688,016	2,712,310,936
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益（損失）	38.18	10.22
希薄化後 -		
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益（損失）	72,874	25,601
加重平均株式数	1,906,073,409	2,884,867,761
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益（損失）	38.23	8.87

前第2四半期連結累計期間および前第2四半期連結会計期間の野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純損失に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益に対する希薄化は、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。なお、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少には、満期までの期間で償却される償還差額を一括して当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の費用として認識される効果が含まれております。

前第2四半期連結累計期間および前第2四半期連結会計期間の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純損失の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式

数が減少したため、1株当たり四半期純損失を増加させております。当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、転換社債型新株予約権付社債および新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加したため、1株当たり四半期純利益を減少させております。

前第2四半期連結累計期間および前第2四半期連結会計期間における18,403,800株を購入する権利を有する新株予約権、当第2四半期連結累計期間における12,617,600株を購入する権利を有する新株予約権および当第2四半期連結会計期間における12,456,300株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益（損失）の計算から除いております。

平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間に、転換社債型新株予約権付社債が、6,000百万円転換され、13,745,702株の株式が発行されました。

平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間に、転換社債型新株予約権付社債が、69,000百万円転換され、158,075,596株の株式が発行されました。

平成21年10月1日から当四半期報告書の提出までの間に、転換社債型新株予約権付社債が、35,000百万円転換され、86,219,183株の株式が発行されました。

10 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

国内会社の確定給付年金制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
勤務費用	4,973	4,401
利息費用	2,563	2,154
年金資産の期待収益	1,841	1,512
年金数理上の損失の償却	1,430	2,375
過去勤務債務の償却	42	574
期間退職・年金費用(純額)	7,167	6,844

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
勤務費用	2,466	2,253
利息費用	1,282	1,077
年金資産の期待収益	921	756
年金数理上の損失の償却	715	1,188
過去勤務債務の償却	21	287
期間退職・年金費用(純額)	3,563	3,475

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を計上しております。

11 法人所得税等：

主に海外子会社で発生した損失にかかる評価性引当金が増加したことなどにより、前第2四半期連結累計期間および前第2四半期連結会計期間の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、それぞれ2.7%および5.1%となりました。主に海外子会社での評価性引当金の戻入れなどにより、当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、それぞれ33.4%および3.8%となりました。

12 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれておりません。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
貸出コミットメント	201,964	99,915
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	40,158	69,320

平成21年9月30日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	201,964	86,719	97,325	16,180	1,740
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	40,158	5,560	15,121	6,603	12,874

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

オペレーティング・リース

次の表は、当初契約期間または残存期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
最低支払リース料合計	85,150	80,901
転貸収入	15,294	17,495
最低支払リース料純額	69,856	63,406

平成21年9月30日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	85,150	14,604	14,206	12,663	9,775	6,990	26,912

平成21年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	80,901	17,602	16,250	10,575	8,578	6,166	21,730

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟その他法的手続き

当社は、通常の業務を行う過程で訴訟その他法的手続きに関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営者は、そのような訴訟の結果が当社の四半期連結財務諸表に重大な影響を与えないと確信しております。

債務保証

編纂書460「保証」(以下、「編纂書460」)(旧財務会計基準審議会注釈書第45号「第三者の債務に対する間接保証を含む債務保証に関連する債務保証者の会計処理および必要開示項目」)は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は編纂書460の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。編纂書460は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、編纂書460の債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

編纂書460の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引 (1)	3,237,577	58,637,585	2,091,560	43,848,870
スタンバイ信用状および その他の債務保証 (2)	0	7,789	1	9,270

(1)クレジット・デリバティブは「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2)スタンバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成21年9月30日においては6,671百万円となっており、平成21年3月31日においては6,571百万円となっております。

平成21年9月30日現在の編纂書460の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)					
	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
1年以内			1～3年	3～5年	5年超	
デリバティブ取引	3,237,577	58,637,585	26,484,603	10,116,567	3,756,156	18,280,259
スタンバイ信用状および その他の債務保証	0	7,789	7,476	101	204	8

1.3 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では税引前四半期純利益（損失）に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されております。なお、平成22年3月期より「非支配持分新指針」を適用したことに伴い、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	インベストメ ント・バンキ ング部門	マーチャン ト・バンキン グ部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)							
金融収益以外の収益	158,034	20,852	33,351	13,447	33,715	45,782	278,287
純金融収益	2,230	16,420	882	3,062	2,108	6,756	7,506
収益合計 (金融費用控除後)	160,264	4,432	34,233	16,509	35,823	52,538	270,781
金融費用以外の費用	138,767	152,739	30,381	8,210	26,876	59,913	416,886
税引前四半期純利益 (損失)	21,497	148,307	3,852	24,719	8,947	7,375	146,105

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	インベストメ ント・バンキ ング部門	マーチャン ト・バンキン グ部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)							
金融収益以外の収益	186,926	367,072	44,626	6,758	33,960	40,173	599,169
純金融収益	1,604	5,445	1,992	3,979	1,157	4,022	8,693
収益合計 (金融費用控除後)	188,530	361,627	46,618	2,779	35,117	44,195	590,476
金融費用以外の費用	134,317	252,707	61,757	5,104	25,515	60,271	539,671
税引前四半期純利益 (損失)	54,213	108,920	15,139	2,325	9,602	104,466	50,805

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	インベストメ ント・パンキ ング部門	マーチャン ト・パンキン グ部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)							
金融収益以外の収益	73,527	7,572	5,207	22,757	14,386	15,592	139,041
純金融収益	928	14,110	40	2,257	325	12,400	2,674
収益合計 (金融費用控除後)	74,455	6,538	5,247	20,500	14,711	27,992	136,367
金融費用以外の費用	69,137	80,150	13,970	5,853	13,916	14,430	197,456
税引前四半期純利益 (損失)	5,318	86,688	8,723	14,647	795	13,562	61,089

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	インベストメ ント・パンキ ング部門	マーチャン ト・パンキン グ部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)							
金融収益以外の収益	92,488	172,221	19,613	5,789	16,609	2,971	303,749
純金融収益	662	2,278	1,332	1,929	142	4,085	1,884
収益合計 (金融費用控除後)	93,150	174,499	20,945	3,860	16,467	7,056	301,865
金融費用以外の費用	66,796	127,845	30,659	2,606	11,994	32,833	272,733
税引前四半期純利益 (損失)	26,354	46,654	9,714	1,254	4,473	39,889	29,132

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前四半期純利益（損失）の主要構成要素を示したものであります。

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	21,194	5,184
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	1,212	415
関連会社利益の持分額	6,060	4,303
本社勘定	7,969	44,484
その他	25,448	69,054
計	7,375	104,466

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	20,188	1,929
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	1,503	468
関連会社利益の持分額	3,999	602
本社勘定	2,349	19,588
その他	6,773	22,364
計	13,562	39,889

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をしております。

次の表は、地域別業務毎の収益合計(金融費用控除後)、税引前四半期純利益(損失)ならびに、当社の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計(金融費用控除後)および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前四半期純利益(損失)においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)
収益合計(金融費用控除後) (1) :		
米州	16,328	61,884
欧州	27,754	186,283
アジア・オセアニア	7,647	31,113
小計	3,779	279,280
日本	266,931	319,104
連結	263,152	598,384
税引前四半期純利益(損失) (2) :		
米州	65,085	6,167
欧州	83,684	11,392
アジア・オセアニア	12,482	5,206
小計	161,251	12,353
日本	7,517	46,360
連結	153,734	58,713

	(単位：百万円)	
	前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
収益合計(金融費用控除後) (1) :		
米州	9,293	39,706
欧州	24,747	102,727
アジア・オセアニア	1,047	18,164
小計	14,407	160,597
日本	142,472	139,428
連結	128,065	300,025

税引前四半期純利益(損失) (2) :

米州	20,634	6,950
欧州	55,533	12,719
アジア・オセアニア	6,406	385
小計	82,573	20,054
日本	13,182	7,238
連結	69,391	27,292

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

(2) 「非支配持分新指針」の遡及適用により、前第 2 四半期連結累計期間および前第 2 四半期連結会計期間の数値を組み替えております。

	(単位：百万円)	
	当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
長期性資産 :		
米州	90,009	100,241
欧州	87,134	62,690
アジア・オセアニア	32,486	30,804
小計	209,629	193,735
日本	303,411	312,893
連結	513,040	506,628

14 重要な後発事象：

平成21年10月1日から当四半期報告書提出日（平成21年11月13日）までの期間において生じた重要な後発事象は以下のとおりであります。

当社は、平成21年9月24日に新株発行の決議を行いました。その決議を受けて平成21年10月13日を払込期日とする払込金額416,949百万円の公募増資（発行株式数766,000,000株）、ならびに平成21年10月27日を払込期日とする払込金額18,507百万円の第三者割当増資（発行株式数34,000,000株）を実施いたしました。

2 【その他】

平成21年10月28日開催の取締役会において、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり平成21年9月末日を基準日とする配当を行うことを決議いたしました。

平成21年9月末日を基準日とする配当金の総額	11,130百万円
1株当たりの平成21年9月末日を基準日とする配当金	4円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記1参照)に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表注記5.に記載されているとおり、平成20年10月、会社は、リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィック部門並びに欧州及び中東地域における株式部門及び投資銀行部門の雇用等の承継、インドにおけるIT等のサービス関連会社3社の買収を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表注記14に記載されているとおり、会社は平成21年9月24日に新株発行の決議を行った。その決議を受けて平成21年10月13日を払込期日とする払込金額416,949百万円の公募増資（発行株式数766,000,000株）、並びに平成21年10月27日を払込期日とする払込金額18,507百万円の第三者割当増資（発行株式数34,000,000株）を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役兼CFO 仲田 正史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の執行役社長兼CEOである渡部賢一および執行役兼CFOである仲田正史は、当社の第106期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。